

第6期葛飾区障害福祉計画（案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

第2期葛飾区障害児福祉計画（案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

葛飾区障害者施策推進計画（見直し案）

平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

目次

第1章 第6期葛飾区障害福祉計画・第2期葛飾区障害児福祉計画

- 1 計画の策定にあたって
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象
- 5 計画の推進体制
- 6 国の基本指針

第2章 第6期葛飾区障害福祉計画

- 1 国の基本指針に基づく成果目標
- 2 自立支援給付事業
- 3 地域生活支援事業

第3章 第2期葛飾区障害児福祉計画

- 1 国の基本指針に基づく成果目標
- 2 障害児支援給付事業

第4章 葛飾区障害者施策推進計画の見直しにあたって

- 1 計画策定の背景と見直しの趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象
- 5 計画の推進体制

第5章 現状とニーズ

- 1 区の障害者を取り巻く現状
- 2 障害者意向等調査
- 3 障害者団体ヒアリング

第6章 葛飾区障害者施策推進計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念及び基本目標
- 2 施策の体系

第7章 施策の展開

- 1 自立生活支援
- 2 就労支援
- 3 育成支援
- 4 地域で支えあうまちづくり



第6期葛飾区障害福祉計画・ 第2期葛飾区障害児福祉計画

1 計画の策定にあたって

本区では、平成30（2018）年度から令和5年度までを計画期間とする「葛飾区障害者施策推進計画」（以下「障害者施策推進計画」という。）を策定しました。障害者施策推進計画の策定に併せて策定した「第5期葛飾区障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2（2020）年度をもって終了することから、本区の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、「第6期葛飾区障害福祉計画」（以下「障害福祉計画」という。）及び「第2期障害児福祉計画」（以下「障害児福祉計画」という。）を策定しました。この計画では、国の基本指針に基づき、本区における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和3（2021）年度から5（2023）年度までの障害福祉サービス等の必要量を計画しました。

2 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

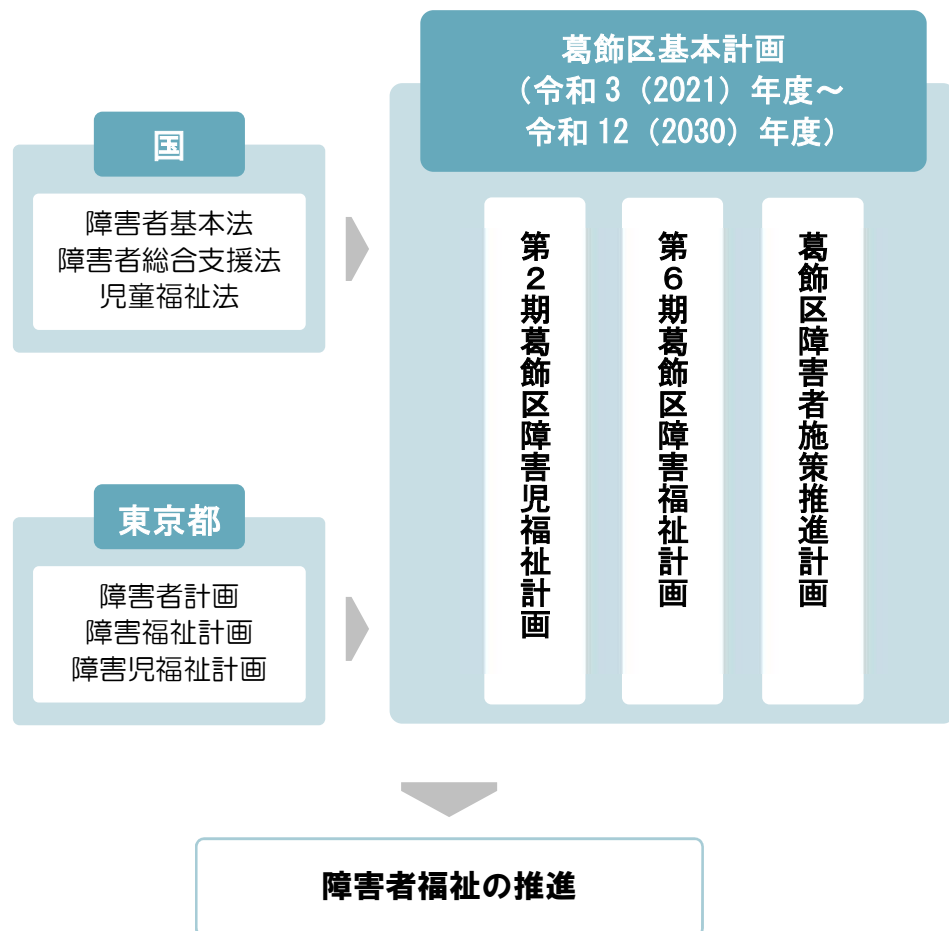
障害者施策推進計画は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間に合わせて見直します。

年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画	葛飾区障害者施策 推進計画			葛飾区障害者施策推進計画					
	第4期葛飾区 障害福祉計画			第5期葛飾区 障害福祉計画			第6期葛飾区 障害福祉計画		
				第1期葛飾区 障害児福祉計画			第2期葛飾区 障害児福祉計画		

3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5（2023）年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、障害者施策推進計画、葛飾区基本計画及び同実施計画における障害者施策並びに東京都障害者計画、東京都障害福祉計画及び東京都障害児福祉計画との整合性を図りました。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態になる方を計画の対象とします。

5 計画の推進体制

障害者施策推進計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を着実に推進していくために、障害者関係団体・事業者の代表者等で構成する「葛飾区障害者施策推進協議会」を年2回程度開催し、重点的な取組の進捗状況やサービス提供量の実績等について報告、協議します。

6 国の基本指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に基づいて策定します。

基本指針では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する次の点について、令和5（2023）年度末における成果目標を設定することが求められています。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等

基本指針に示されている基本的な考え方は、次のとおりです。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 提供体制の確保に関する基本的事項

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本として身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 障害者の社会参加を支える取組

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ・ 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障害者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保



第 2 章

第6期葛飾区障害福祉計画

1 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【 目標値の設定 】

	国の基本指針に基づく成果目標項目	区の目標値	参 考		
			基本指針の内容	基本指針による計算上の目標値	目標値算出根拠
1	施設入所者の地域生活への移行	令和元(2019)年度末施設入所者のうち令和5(2023)年度末時点で地域移行した方的人数	令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	令和元(2019)年度末施設入所者のうち令和5(2023)年度末時点で地域移行した方的人数	令和元(2019)年度末施設入所者数 371人
		23人		23人以上	
2	施設入所者数の削減	令和5(2023)年度末施設入所者数	令和5(2023)年度末の施設入所者数を令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	令和5(2023)年度末施設入所者数	令和元(2019)年度末施設入所者数 371人
		365人		365人以下	

【 目標値設定の理由 】

1	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。
2	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。

【 目標達成に向けた課題 】

重度障害のある方の地域移行先の確保

重度障害のある施設入所者の地域移行を推進するためには、その移行先となる重度障害に対応したグループホームや日中活動の場の計画的かつ継続的な確保が不可欠であることから、具体的な確保策の検討を進め、重度障害に対応したグループホーム等の確保に取り組んでいくことが必要です。

地域生活支援体制の整備

施設入所者の地域生活への円滑な移行と、移行後の地域への確実な定着を実現するためには、受入れ先であるグループホームへの支援や、地域移行者がいつでも相談できる相談体制の確保等を含めた、地域社会全体で地域移行者の安全で安定した生活を支えるための地域生活支援体制の整備が必要です。

【 目標達成のための具体的な取組 】

事業名	該当ページ
グループホームの整備・運営支援	障害者施策推進計画（●ページ）
相談支援体制の充実	障害者施策推進計画（●ページ）
地域生活支援拠点の整備	障害者施策推進計画（●ページ）
障害者地域生活移行・定着化支援費助成	障害者施策推進計画（●ページ）
入所施設を退所して地域生活へ移行する重度障害のある方を受け入れ、適切な支援を行うグループホームを運営する法人に対して、適切な支援を実施するために必要な経費の一部を補助することにより、重度障害のある方の地域生活への移行及び定着化を支援します。	

(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【 目標値の設定 】

基本指針の内容

「地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。」

区の目標値

国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度末までに、地域生活支援拠点を整備します。その機能の充実のため、葛飾区障害者施策推進協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。

【 目標達成に向けた課題 】

地域支援体制の構築

地域生活を支援するためには、地域において行政及び民間事業者の密な連携が必要です。そのため、平成30（2018）年度に開設した地域生活支援型入所施設である「パランしょうぶ」を重要な拠点として、相談支援事業所や短期入所事業所、通所施設等の面的な連携について検討を進めます。

【 目標達成のための具体的な取組 】

事業名	該当ページ
地域生活支援拠点の整備	障害者施策推進計画（●ページ）

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【 目標値の設定 】

	国の基本指針に基づく成果目標項目	区の目標値	参 考		
			基本指針の内容	基本指針による計算上の目標値	目標値算出根拠
1	福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設からの一般就労移行者数 61人 ・就労移行支援事業 47人 ・就労継続支援A型事業 4人 ・就労継続支援B型事業 10人	令和5(2023)年度中に就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて一般就労に移行する者の目標値を令和元(2019)年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ※この際、令和5年度中に就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者の目標値を併せて定める。 ・就労移行支援事業 1.30倍以上 ・就労継続支援A型事業 1.26倍以上 ・就労継続支援B型事業 1.23倍以上	福祉施設からの一般就労移行者数 60人以上 ・就労移行支援事業 47人以上 ・就労継続支援A型事業 4人以上 ・就労継続支援B型事業 10人以上	令和元(2019)年度の福祉施設からの一般就労移行者数 47人 ・就労移行支援事業 36人 ・就労継続支援A型事業 3人 ・就労継続支援B型事業 8人
2	就労定着支援事業の利用率	7割	令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	7割	
3	就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	7割以上	

【 目標値設定の理由 】

1	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。
2	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。
3	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。

【 目標達成に向けた課題 】

一般就労を進めるための役割の明確化・連携の強化

一般就労を効果的に進めるためには、就労支援を目的とする就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク、区の就労支援センターが、それぞれの役割分担を明確にし、相互に理解し合った上で、連携を強化していくことが必要です。

職場定着支援

一般就労した方が、確実に職場に定着し、長く安定した状態で働き続けていけるようにするためには、一般就労した方のニーズに即した多様な支援策を実施していくことが必要です。就労定着支援事業所と連携して必要な支援が切れ目なく継続するよう進めていきます。

【 目標達成のための具体的な取組 】

事業名	該当ページ
障害者就労支援システムの整備	障害者施策推進計画（●ページ）
職場開拓の推進	障害者施策推進計画（●ページ）
葛飾区チャレンジ雇用	障害者施策推進計画（●ページ）
企業内就労訓練事業	障害者施策推進計画（●ページ）
障害のある方に対する中間的就労の場の一つとして、「企業内就労訓練事業」を実施し、より企業での就労に近い環境で作業経験を重ねることにより、一般就労へつなげます。	
定着支援と余暇・生活支援の充実	障害者施策推進計画（●ページ）

(4) 相談支援体制の充実・強化等

【 目標値の設定 】

基本指針の内容

「令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。」

区の目標値

総合的・専門的な相談支援の実施のため、基幹相談支援センターの設置に向け検討を進めます。また、相談支援事業者の人材育成支援や相談機関との連携強化を図るため、相談支援事業者が委員として在籍する相談支援部会や相談支援専門員研修会を年間複数回開催します。

【 目標達成に向けた課題 】

障害に関する多様な相談に対して、適切に対応していくため、総合的な相談に対応できる窓口の設置、及び地域の相談支援事業所とのネットワークの強化を図る必要があります。今後、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置等、相談体制の整備について検討を進めていきます。

【 目標達成のための具体的な取組 】

事業名	該当ページ
相談支援体制の充実	障害者施策推進計画（●ページ）
相談支援体制の充実	障害者施策推進計画（●ページ）
相談支援体制の質の向上	障害者施策推進計画（●ページ）

2 自立支援給付事業

(1) 訪問系サービス

【 サービス内容 】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由などにより常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等の生活全般にわたる援助や、外出時の移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	外出に著しい困難を有する視覚障害のある方に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、外出先での排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。
行動援護	行動が困難で常に介護が必要な知的又は精神に障害のある方に対し、危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

サービス名	単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
			30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
居宅介護	実人数 /月 (人)	見込み	564	571	573	448	426	406
		実績	522	497	472			
	延利用 時間/月 (時間)	見込み	14,801	14,895	14,951	11,359	10,883	10,429
		実績	13,093	12,384	11,859			
重度訪問 介護	実人数 /月 (人)	見込み	9	9	9	6	6	6
		実績	6	4	6			
	延利用 時間/月 (時間)	見込み	1,621	1,621	1,621	1,016	1,016	1,016
		実績	956	597	1,016			
同行援護	実人数 /月 (人)	見込み	170	180	190	159	163	167
		実績	147	152	155			
	延利用 時間/月 (時間)	見込み	3,031	3,131	3,231	3,320	3,486	3,661
		実績	2,815	3,012	3,162			
行動援護	実人数 /月 (人)	見込み	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4			
	延利用 時間/月 (時間)	見込み	80	80	80	27	27	27
		実績	23	35	27			
重度障害者 等包括支援	重度訪問介護に含む							

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、概ね見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

居宅介護及び同行援護については、これまでの実績の平均的な伸びをもとに必要量を算出しました。重度訪問介護及び行動援護については、変動要素が少ないことから、これまでの実績と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、区内には居宅介護を提供している事業所が104箇所、重度訪問介護を提供している事業所が93箇所、同行援護を提供している事業所が39箇所、行動援護を提供している事業所が3箇所ありますが、障害のある方に対し円滑にサービスを提供するためには、サービスを提供する事業所との連携が必要であることから、民間事業所と連携して、提供体制の整備に努めます。

また、介護保険や移動支援などの他のサービスとの調整を図りながら、適切なサービス提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【 サービス内容 】

常に介護を必要とする方に対し、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	854	869	885	890	913	937
	実績	830	845	867			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	16,293	16,547	16,844	17,548	18,178	18,830
	実績	16,107	16,339	16,916			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、増加傾向で推移しました。区内事業所の多くは定員を満たしている状況です。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、特別支援学校卒業生等の進路希望などを考慮して、必要量を算出しました。

【 確保策 】

現在の整備状況より、必要量は概ね確保できると見込んでいますが、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害のある方への対応は必要であることから、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援を引き続き検討します。

▣障害者施策推進計画●ページ「障害者通所施設の整備支援」

② 自立訓練（機能訓練）

【 サービス内容 】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。身体障害のある方を対象としたサービスです。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	25	25	25	23	23	23
	実績	23	21	23			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	172	172	172	152	152	152
	実績	164	132	152			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みに対しては下回り、減少傾向で推移しました。

区内では、区立の自立訓練事業所がサービス提供をしています。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績から、令和2年度と同程度で推移するものと見込んで必要量を算出しました。

【 確保策 】

区立の自立訓練事業所において、必要量は確保できると見込んでいます。引き続き、質の高いサービスの提供に努めます。

③ 自立訓練（生活訓練）

【 サービス内容 】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。知的障害又は精神障害のある方を対象としたサービスです。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	62	62	62	101	107	114
	実績	90	91	95			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	693	693	693	770	784	799
	実績	802	746	756			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを上回って推移しました。

現在、区内では4事業所がサービスを提供しており、それぞれ高次脳機能障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方を支援しています。

【 サービス必要量の考え方 】

実人数の実績の伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

平成30（2018）年度に事業所が開設したこともあり、必要量は概ね確保できると見込んでいます。しかし、障害のある方の地域生活への移行を推進する中で、社会資源の充実が求められるサービスであるため、引き続きサービスを提供する事業所の確保に努めます。

④ 就労移行支援

【 サービス内容 】

一般就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	160	175	191	189	207	229
	実績	149	161	172			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	2,688	3,058	3,486	2,605	2,813	3,045
	実績	2,067	2,327	2,417			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを下回りましたが、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の伸びをもとに、特別支援学校卒業生等の進路希望などを考慮して、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、区内には事業所が9箇所ありますが、就労に向けた訓練などの支援内容は事業所によって異なるため、利用者は、自身の特性に合った事業所に入所することが必要です。事業の特性として近隣自治体の事業所の利用も考えられますので、区は、引き続き近隣自治体の事業所も含めて情報収集に努め、必要に応じて情報提供していくことで、サービスの利用を希望する方が自身に適したサービスを利用できるように支援します。

⑤ 就労継続支援A型

【 サービス内容 】

一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	118	118	118	92	91	90
	実績	97	93	94			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	2,008	2,008	2,008	1,443	1,403	1,366
	実績	1,623	1,483	1,485			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを下回りました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、区内には5箇所の就労継続支援A型事業所がありますが、事業の特性として近隣自治体の事業所の利用も考えられますので、区は、引き続き近隣自治体の事業所も含めて情報収集に努め、必要に応じて情報提供していくことで、サービスの利用を希望する方が自身の希望に合った事業所を見つけることができるように支援します。

⑥ 就労継続支援B型

【 サービス内容 】

一般企業等での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	722	758	773	728	738	750
	実績	713	714	720			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	11,488	12,070	12,195	11,436	11,525	11,623
	実績	11,297	11,285	11,356			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、新規事業所が平成30(2018)年度中に1箇所、令和元(2019)年度中に2箇所、令和2(2020)年度中に1箇所開設したものの、見込みを下回りました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、特別支援学校卒業生の進路希望等を考慮して、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2(2020)年9月1日現在、区内には29箇所の就労継続支援B型事業所があるため、必要量は確保できると見込んでいます。

区は、就労継続支援B型事業所に対し、工賃の向上に向けた支援内容を充実させ、利用者の就労意欲を向上させることを目指すとともに経済的な自立を支援します。

■障害者施策推進計画●ページ「障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援」

⑦ 就労定着支援

【 サービス内容 】

一般企業に就職した方に、一定期間、職場定着に向けた支援を行います。

【 1 か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	20	50	80	68	74	80
	実績	33	55	62			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

平成30（2018）年4月に新設されたサービスです。第5期計画期間中におけるサービス提供量は、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度においては見込みを上回り、全体を通して増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

必要量は概ね確保できると見込んでいます。今後も引き続き、民間事業者と連携して、サービス提供体制の整備に努めます。

⑧ 療養介護

【 サービス内容 】

医療を必要とする方で常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話をを行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	39	40	41	36	36	36
	実績	38	36	36			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和元（2019）年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

引き続き、医療機関と連携・調整を図りながら、必要量の確保に努めます。

⑨ 短期入所(ショートステイ)

【 サービス内容 】

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	155	165	170	146	151	156
	実績	122	139	140			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	1,246	1,324	1,407	1,409	1,465	1,523
	実績	1,066	1,303	1,355			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを下回ったものの、平成30（2018）年度に新規事業所が1箇所開設したこともあり、全体を通して増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

介護者の高齢化等に伴い、短期入所へのニーズは高い状況にあるため、区は今後も引き続き、通所施設、グループホームなどの整備支援を行う際に、短期入所用の居室を合築して整備するように働きかけます。

▣障害者施策推進計画●ページ「短期入所先の確保」

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【 サービス内容 】

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行したとき、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上でのさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに助言等の援助を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	0	2	2	2[1]	2[1]	2[1]
	実績	3	6	2			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数

【 現状 】

平成30（2018）年4月に新設された本サービスは、令和2（2020）年度を除き、見込みを上回りました。

【 サービス必要量の考え方 】

区内には知的障害のある方のサテライト型住居や精神障害のある方の通過型グループホームがあるため、サービスへのニーズはあることが予想されますが、標準利用期間が1年であることから、令和2（2020）年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

区内には、2箇所のサービス提供事業所があります。引き続き民間事業所と連携して、サービス提供体制の整備に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

【 サービス内容 】

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	435	462	500	559[145]	605[167]	655[192]
	実績	449	489	518			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを上回り、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、福祉施設入所者の地域移行や、長期入院を含む入院中の精神障害のある方の地域移行を考慮して、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2（2020）年度現在、区内には135箇所のグループホームが設置されています。今後、施設入所者の地域移行を推進するためには、特に重度障害のある方に対応したグループホームを確保していく必要があるため、整備を行う社会福祉法人等に対して整備費の一部を助成することで、整備の促進を図ります。

また、精神障害のある方のグループホームの整備・運営支援を行います。

▣障害者施策推進計画●ページ「グループホームの整備・運営支援」

③ 施設入所支援

【 サービス内容 】

施設に入所している方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	336	326	319	333	331	329
	実績	329	332	335			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス利用者数は、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、国の基本指針に係る成果目標（福祉施設の入所者の地域生活への移行）の達成に向けて、必要量を算出しました。

【 確保策 】

区は、施設入所者の地域移行を推進するために、利用者が一定の訓練期間を経て地域のグループホームでの生活に移行し、入れ替わりにまた新たな利用者が地域での生活に向けて訓練することができるよう、訓練期間終了後の入所者の住まいの場となる重度障害のある方に対応したグループホームの整備支援に取り組みます。

■障害者施策推進計画●ページ「グループホームの整備・運営支援」

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【 サービス内容 】

障害のある方の心身の状況や環境、障害福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	267	285	305	652	763	894
	実績	292	460	545			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを大幅に上回りました。令和元（2019）年度から、より細やかに生活状況を把握し、支援ニーズに対応するため、モニタリングの回数を増やしたことによるものです。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、増加傾向で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、本区では区立事業所も含め、38箇所の事業所がサービスを提供していますが、必要量を確保するためには、引き続き相談支援事業所及び相談支援専門員の数を増やしていくことが必要です。

区は引き続き、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めるとともに、民間相談支援事業所への運営費の助成などにより相談支援事業所における利用計画の作成を支援します。

▣障害者施策推進計画●ページ「相談支援事業所運営費等助成」

② 地域移行支援、地域定着支援

【 サービス内容 】

サービス	内 容
地域移行支援	施設に入所している方や精神科病院に入院している方に対し、住居の確保など地域生活へ移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている方との連絡体制を常に確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対し相談などを行います。

【 1 か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

サービス名	単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
			30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
地域移行 支援	実人数/ (人)	見込み	9	9	9	8[7]	8[7]	9[8]
		実績	9	7	7			
地域定着 支援	実人数/ (人)	見込み	1	1	1	4[3]	4[3]	4[3]
		実績	4	5	4			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス利用者数は、地域移行支援については、見込みを下回り、地域定着支援については見込みを上回りました。

【 サービス必要量の考え方 】

施設入所者及び入院中の精神に障害のある方の地域生活への移行とこれまでの実績を考慮して、必要量を算出しました。

【 確保策 】

施設入所者の地域移行及び精神科病院からの退院を促進するため、グループホームの整備支援に取り組みます。

■障害者施策推進計画●ページ「グループホームの整備・運営支援」

また、入所施設を退所して地域生活へ移行する方を受け入れ、適切な支援を行うグループホームを運営している法人に対して、必要な経費の一部を補助することにより、重度障害のある方の地域生活への移行及び定着化を支援します。

■障害者施策推進計画●ページ「障害者地域生活移行・定着化支援費助成」

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【 事業内容 】

精神障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、医療機関をはじめとする関係機関と連携・協議をする場として、精神保健福祉包括ケア推進協議会を設けています。

【 年間開催回数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度
開催回数/ 年（回）	見込み				1	1	1
	実績	1	1	1			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 関係者の参加者数の見込み 】

単位	保健	医療 （精神科）	医療 （精神科以外）	福祉	介護	当事者	家族	行政機関	*その他
人数 （人）	3	4	1	6	1	0	1	7	1

【 目標設定及び評価の実施回数の見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018)年度	元(2019)年度	2(2020)年度	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度
開催回数/ 年（回）	見込み				1	1	1
	実績						

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区が主体となり、区の地域特性を踏まえた上で、障害のある方が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を選択し、関係団体と連携しながらサービスを提供しています。

サービスの見込量については、これまでの実績や利用者のニーズを考慮して算出しました。

(1) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

【 サービス内容 】

障害のある方や家族などからの相談に対して、サービスの利用や通所施設の利用など、在宅生活に必要な情報の提供や助言を行います。

区の機関としては、障害福祉課、保健所、保健センター、子ども総合センターで相談支援事業を行うほか、精神障害に関しては地域活動支援センター3箇所でも実施します。

② 協議会

【 サービス内容 】

区では、障害者総合支援法に定める協議会の機能を担うため、「障害者施策推進協議会」を設けています。

協議会では、定期的に障害福祉計画等の進捗状況を把握し、分析・評価の上、必要があると認めるときは、計画の見直しを行います。

また、この協議会には、専門的な内容を協議するために「身体・知的障害者就労支援部会」「身体・知的障害者相談支援部会」「精神障害者就労及び相談支援部会」「差別解消部会」「地域生活支援部会」の5つの部会を設けています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

① 区長による審判申立て

【 サービス内容 】

判断能力が不十分な知的又は精神に障害のある方で、親族による審判の申立てが困難な方について、区長が家庭裁判所に審判申立てを行います。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
利用件数/年 (件)	見込み	10	10	10	8	8	8
	実績	9	5	8			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

② 成年後見制度の利用に要する費用の助成

【 サービス内容 】

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で制度の利用に要する費用について助成を受けなければ利用が困難であると認められる方に対し、成年後見制度の審判申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の一部を助成します。

(3) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【 サービス内容 】

サービス	内 容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある方と健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	手話の習得が困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記者を派遣します。

【 年間登録者数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
登録者数/年 (人)	見込み	321	330	339	340	345	350
	実績	307	330	335			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

② 手話通訳者設置事業

【 サービス内容 】

区では、障害福祉課に手話通訳者を2人、手話相談員を1人配置しています。今後も、この体制を継続します。

(4) 日常生活用具給付等事業

【 サービス内容 】

重度障害のある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

サービス名	単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
			30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
介護・訓練 支援用具	利用 件数/年 (件)	見込み	25	25	25	22	22	22
		実績	17	18	23			
自立生活 支援用具	利用 件数/年 (件)	見込み	101	101	101	87	87	87
		実績	67	81	87			
在宅療養等 支援用具	利用 件数/年 (件)	見込み	51	51	51	68	70	72
		実績	65	62	66			
情報・ 意思疎通 支援用具	利用 件数/年 (件)	見込み	135	141	147	153	160	167
		実績	116	140	147			
排泄管理 支援用具	利用 件数/年 (件)	見込み	8,238	8,383	8,532	8,280	8,280	8,280
		実績	7,010	8,580	8,280			
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修)	利用 件数/年 (件)	見込み	13	13	13	9	9	9
		実績	10	6	9			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

(5) 移動支援事業

【 サービス内容 】

外出することが困難な障害のある方に対し、移動を支援することで、自立と社会活動への参加を促進します。

【 1か月あたりの利用者数及び利用量の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	527	545	563	500	500	500
	実績	508	475	499			
延利用 時間数/月 (時間)	見込み	5,750	5,848	5,948	5,385	5,385	5,385
	実績	5,415	4,978	5,385			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

(6) 地域活動支援センター事業

【 サービス内容 】

地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることで、障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支援します。また、就労のための社会適応訓練を行う事業所もあります。

【 1か月あたりの利用者数及び実施箇所数の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	2,188	2,188	2,188	1,734	1,734	1,734
	実績	1,664	1,566	1,734			
実施箇所 数 (箇所)	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

(7) その他の事業

① 訪問入浴サービス

【 サービス内容 】

家庭での入浴が困難な重度障害のある方に対して、入浴車を派遣し入浴サービスを行うことで、衛生的・健康的な生活の維持を支援します。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
利用件数/年 (件)	見込み	2,366	2,433	2,501	1,894	1,894	1,894
	実績	1,896	1,845	1,894			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

② 自動車運転免許取得費助成

【 サービス内容 】

自動車運転免許の取得に要する費用を助成することにより、身体に障害のある方等の日常生活における利便性の向上及び生活圏の拡大を図ります。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
利用件数/年 (件)	見込み	5	5	5	7	7	7
	実績	9	5	7			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

③ 自動車改造費助成

【 サービス内容 】

身体に重度障害のある方が就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車について、その自動車の改造に要する経費を助成することで、障害のある方の社会参加を促進します。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
利用件数/年 (件)	見込み	6	6	6	5	5	5
	実績	3	6	5			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。



第 3 章

第 2 期障害児福祉計画

1 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針に基づく成果目標項目	区の目標値	参 考		
			基本指針の内容	基本指針による計算上の目標値	目標値算出根拠
1	児童発達支援センターの設置数	3 箇所	令和 5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。	1 箇所以上	
2	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	令和 5（2023）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	構築	
3	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を 4 箇所以上	令和 5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 箇所以上	
4	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場の設置	令和 5（2023）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	協議の場の設置	
		コーディネーターの配置		コーディネーターの配置	

【 目標値設定の理由 】

1	本区では、自治体としての規模と療育の現状を踏まえ、児童発達支援センターの必要数は 3 箇所と考えています。
2	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。
3	重症心身障害のある子どもを主な対象とした事業所については、近隣自治体と連携してサービスの利用を希望する方のニーズに応じていくことを想定し、事業所の種別を限定しない目標設定としました。

4	国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。
---	--------------------------

【 目標達成に向けた課題 】

保育所等訪問支援の効果的な実施体制の整備

現在は、4箇所の事業所のうち、1箇所を中心として支援を実施している状況です。今後は、すべての事業所が連携しながら、保育所等訪問支援を必要とする子どもの支援にあたっていく体制を整備していくことが課題です。

重症心身障害のある子どもの通所先の確保

区内には重症心身障害のある子どもを主な対象とした児童発達支援の事業所が5箇所あり、内3箇所の事業所は放課後等デイサービスも行っている多機能型事業所です。放課後等デイサービスについては、区内3箇所の事業所で補えない場合には、区外の事業所で対応しています。今後、利用者の利便性がさらに向上するよう、児童発達支援及び放課後等デイサービス双方の通所先を確保していくことが必要です。

医療的ケア児の支援体制の整備

医療的ケア児の支援については、各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、相互に理解し合った上で、目的が共有された統一的な対応をとることが求められます。そのためには、関係機関が円滑に連携することを目的とした仕組みを構築していくことが必要です。

【 目標達成のための具体的な取組 】

事業名	該当ページ
療育機関の整備	障害者施策推進計画（●ページ）
子ども発達センター事業	障害者施策推進計画（●ページ）
障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援	障害者施策推進計画（●ページ）
保育所等訪問支援事業所連絡会	障害者施策推進計画（●ページ）
区内の保育所等訪問支援事業所の代表者が集まり、定期的を開催しています。	
医療的ケア児の支援体制の整備	障害者施策推進計画（●ページ）

2 障害児支援給付事業

(1) 児童発達支援

① 児童発達支援

【 サービス内容 】

未就学の発達に課題のある子どもや障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	540	540	560	648	648	648
	実績	602	598	613			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	2,943	2,943	3,052	3,656	3,656	3,656
	実績	3,176	3,256	3,337			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを上回りました。

現在、区では、相談支援体制の充実や5歳児健康診査事業による対象児童の早期発見により、療育へのニーズが高まっている状況から、令和2（2020）年10月に区内3箇所目となる児童発達支援センター（高砂発達支援センター）を開設しました。運営については、公募した事業所が行います。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の伸びとともに、高砂発達支援センターを新たに利用し始める児童数を考慮し、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、区内では区立も含め18箇所の事業所がサービス提供を行っています。高砂発達支援センターが開設したことにより、必要量は確保できると見込んでいます。

■障害者施策推進計画●ページ「療育機関の整備」

② 医療型児童発達支援

【 サービス内容 】

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

【 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	10	10	10	5	5	5
	実績	4	5	5			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	90	90	90	48	48	48
	実績	36	35	48			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを大幅に下回りました。

重度心身障害に対応する児童発達支援事業所が平成30（2018）年度より、3箇所開設し、移行した方がいることによるものです。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和2（2020）年度と同程度で推移するもの見込みました。

【 確保策 】

現在、区内にサービスを提供する事業所がないため、利用者は全員が区外の事業所を利用している状況です。

区は、引き続き近隣自治体の事業所について広く情報を収集してサービスの利用を希望する方に提供し、サービスの利用を支援します。

③ 居宅訪問型児童発達支援

【 サービス内容 】

外出することが著しく困難な重度障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	0	2	3	1	3	5
	実績	0	0	1			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	0	16	24	10	18	26
	実績	0	0	10			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

平成30（2018）年4月から新設されたサービスです。区内では、子ども発達センターにおいて、事業実施に向け検討を進めています。現在の利用者は、区外の事業所を利用しています。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績とともに、重症心身障害のある子どものうち、障害児通所支援を利用していない子どもの人数を考慮し、必要量を算出しました。

【 確保策 】

子ども発達センターを中心として、サービスの提供体制について検討します。令和4（2022）年度に子ども発達センターでモデル事業を実施し、効果的な実施方法を検証した上で、令和5（2023）年度に子ども発達センターでサービス提供を開始する予定です。

(2) 放課後等デイサービス

【 サービス内容 】

就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	650	650	650	691	714	738
	実績	627	648	669			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	6,676	6,676	6,676	7,641	7,771	7,903
	実績	7,265	7,388	7,514			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、増加傾向で推移しました。重度障害にも対応した、事業所の確保が課題となっています。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、区内には児童発達支援との多機能型事業所も含め、34箇所の事業所があります。事業所間の支援内容やレベルの差が大きいことが課題になっており、区では、放課後等デイサービス事業所連絡会を開催して、事業所同士のつながりを作るとともに、支援の質の向上に向けて取り組んでいます。

重度障害にも対応した事業所を増やしていく必要があるため、民間事業所と連携して、サービスの提供体制を整備していきます。

▣障害者施策推進計画●ページ「放課後等デイサービス事業所連絡会」

(3) 保育所等訪問支援

【 サービス内容 】

障害のある子どもの通う保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	27	29	32	24	24	34
	実績	29	13	10			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	41	45	49	24	24	34
	実績	47	9	6			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス提供量は、減少傾向で推移しました。

これは、これまでの取組の中で、在籍園訪問にシフトしていくことで、より効果を高めることが確認されたため、令和元（2020）年に拠点型集団支援を廃止したことによるものです。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、子ども発達センターでの実施状況を考慮し、必要量を算出しました。

【 確保策 】

必要量は確保できると見込んでいます。

子どもが多く時間を過ごす幼稚園・保育所等において安心して過ごすことができるよう、今後とも、必要量の確保に努めます。

(4) 障害児入所支援

【 サービス内容 】

障害児入所施設に入所している子ども又は指定医療機関に入院している障害のある子どもに対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うとともに、重症心身障害のある子どもに対して治療を行います。

障害児入所支援については、東京都がサービスの支給を決定し、児童相談所において入所する子どもの支援を行っているため、本項目はサービス内容のみの記載としました。

(5) 障害児相談支援

【 サービス内容 】

子どもの心身の状況や環境、障害児通所支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとに障害児通所支援の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【 1 か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（必要量の見込み）		
		30(2018) 年度	元(2019) 年度	2(2020) 年度	3(2021) 年度	4(2022) 年度	5(2023) 年度
実人数/月 (人)	見込み	105	116	128	109	115	121
	実績	98	99	104			

※ 令和2（2020）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第5期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを下回ったものの、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

令和2（2020）年9月1日現在、区内では16箇所の事業所がサービスを提供していますが、必要量を確保するためには、引き続き相談支援事業所及び相談支援専門員の数を増やしていくことが必要です。

また、障害のある子どもの家族等が作成するセルフプランによるサービスの利用者が比較的多いことや療育ニーズが高まっている現状を考慮すると、見込量を超える需要が発生する可能性もあります。

区は引き続き、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めるとともに、民間相談支援事業所への運営費の助成などにより相談支援事業所における利用計画の作成を支援します。

▣障害者施策推進計画●ページ「相談支援事業所運営費等助成」



第4章

葛飾区障害者施策推進計画の 見直しにあたって

1 計画策定の背景と見直しの趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 25（2013）年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成 28（2016）年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある方の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26（2014）年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28（2016）年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

本区では、平成 24（2012）年 3 月に策定した「葛飾区障害者施策推進計画」（以下「障害者施策推進計画」という。）の計画期間が平成 29（2017）年度をもって終了することから、本区の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに平成 30（2018）年度を初年度とした障害者施策推進計画を策定しました。

策定から 3 年が経過し、障害福祉計画及び障害児福祉計画が新たに策定されることから、平成 30（2018）年 3 月策定時の現行計画の基本理念、基本目標や施策の体系をそのままに、各計画の策定内容や社会情勢の変化等を踏まえ、施策の一部を見直しました。また、各施策に関する取組における、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度の目標値につきましても、これまでの経過を踏まえ見直しを行いました。

◆法令（計画策定の背景）

（１）障害者総合支援法

平成 25（2013）年 4 月に、従来の障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲に難病患者が加えられ、症状の変動などにより身体障害者手帳の取得はできないが一定の障害がある方に対して、障害福祉サービスを提供できるようになったほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30（2018）年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

（２）児童福祉法

平成 28（2016）年 6 月の児童福祉法の改正により、平成 30（2018）年度から障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を策定することになりました。

（３）障害者優先調達推進法

平成 25（2013）年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されました。

公的機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入を推進することにより、障害のある方の自立の促進に資することとされています。

（４）障害者差別解消法

平成 26（2014）年 1 月の「障害者の権利に関する条約」の批准に先立ち、障害のある方への差別の解消を推進するため、平成 25（2013）年 6 月に障害者差別解消法が成立し、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。

障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、障害のある方から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮をすることが義務づけられています。

（５）障害者雇用促進法

平成 25（2013）年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成 28（2016）年 4 月から雇用分野における障害のある方への差別を禁止するとともに、事業主に対し合理的配慮の提供を義務づ

けました。また、平成 30（2018）年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方を加えることが規定されました。

（6）成年後見制度利用促進法

平成 28（2016）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実・強化などが規定されました。

（7）発達障害者支援法

平成 28（2016）年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、発達障害のある方への支援の一層の充実を図るため、自治体は、発達障害のある方に対し、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うことなどが規定されました。

（8）難病の患者に対する医療等に関する法律

医療の進歩や患者及びその家族のニーズの多様化、社会・経済状況の変化に伴い、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が、平成 27（2015）年 1 月に施行されました。

難病の患者に対する医療費助成に関して、これまでは法律に基づかない予算事業として実施していたものを、法定化することにより公平かつ安定的な制度として確立し、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業を行うことなどが規定されました。

（9）精神保健福祉法

平成 25（2013）年 6 月の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）の一部改正では、精神障害のある方の地域生活への移行を促進するため、精神障害のある方の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等が見直されました。

2 計画の期間

障害者施策推進計画は、平成 30（2018）年度から令和 5（2023）年度までの6年間に計画期間としています。障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画策定に合わせて所要の見直しを行いました。

3 計画の位置づけ

障害者施策推進計画は、本区の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関・団体、事業者、区（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

策定にあたっては、東京都障害者計画、東京都障害福祉計画及び東京都障害児福祉計画並びに葛飾区基本計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5 計画の推進体制

障害者施策推進計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を着実に推進していくために、障害者関係団体・事業者の代表者等で構成する「葛飾区障害者施策推進協議会」を年2回程度開催し、重点的な取組の進捗状況やサービス提供量の実績等について報告、協議します。

第5章

現状とニーズ

1 区の障害者を取り巻く現状

(1) 人口

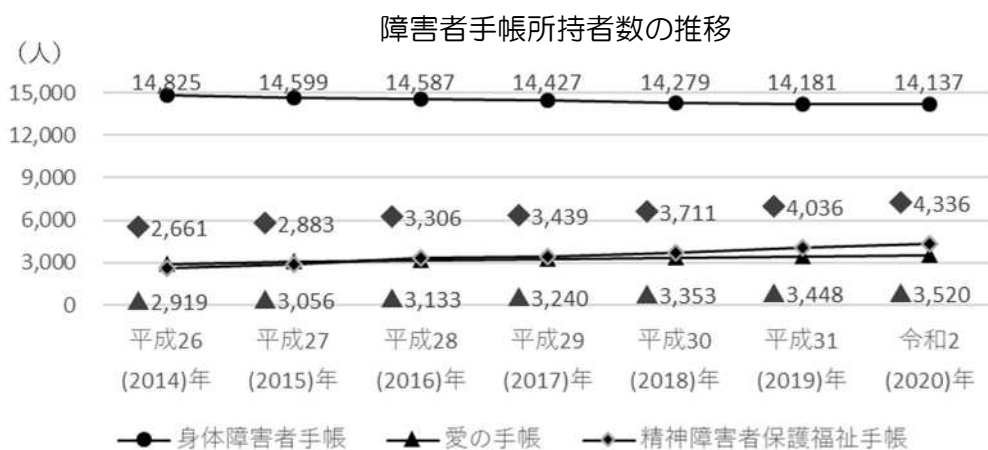
葛飾区の人口は近年微増傾向にあり、令和2(2020)年には465,079人と、平成26(2014)年に比べ、約1.04倍となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者については平成26(2014)年度までは年々増加していましたが、その後減少に転じました。平成26(2014)年と比較すると、身体障害者手帳所持者数が約0.95倍、愛の手帳(他自治体療育手帳を含む)所持者数が約1.21倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約1.63倍となっています。



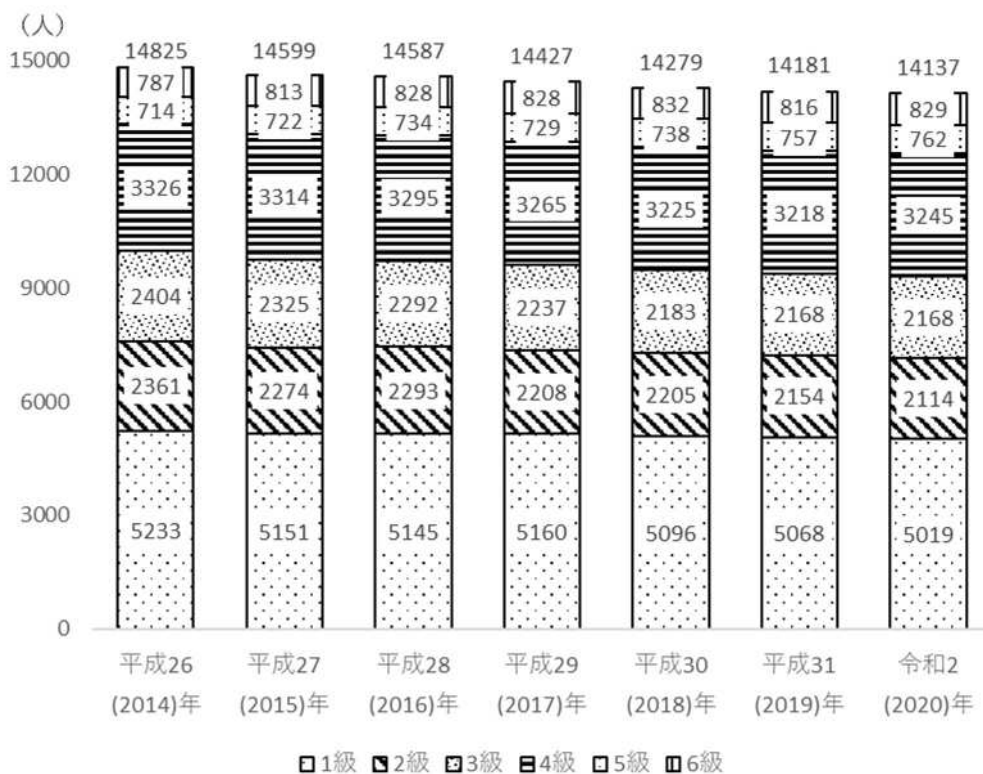
資料：庁内資料（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、肢体不自由が最も多く6,495人（45.9%）、次いで内部障害が5,051人（35.7%）となっています。
また、等級別の推移をみると、5級及び6級が増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者（手帳の種類・等級別）

単位：人

障害の種類対象	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	1,240	1,295	1,253	1,811	597	299	6,495
運動機能障害	48	16	3	2	2	1	72
視覚障害	301	312	65	92	160	58	988
聴覚・平衡機能障害	72	391	156	262	3	471	1,355
音声・言語・そしゃく機能障害	0	8	111	57			176
内部障害	3,358	92	580	1,021			5,051
合計	5,019	2,114	2,168	3,245	762	829	14,137



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

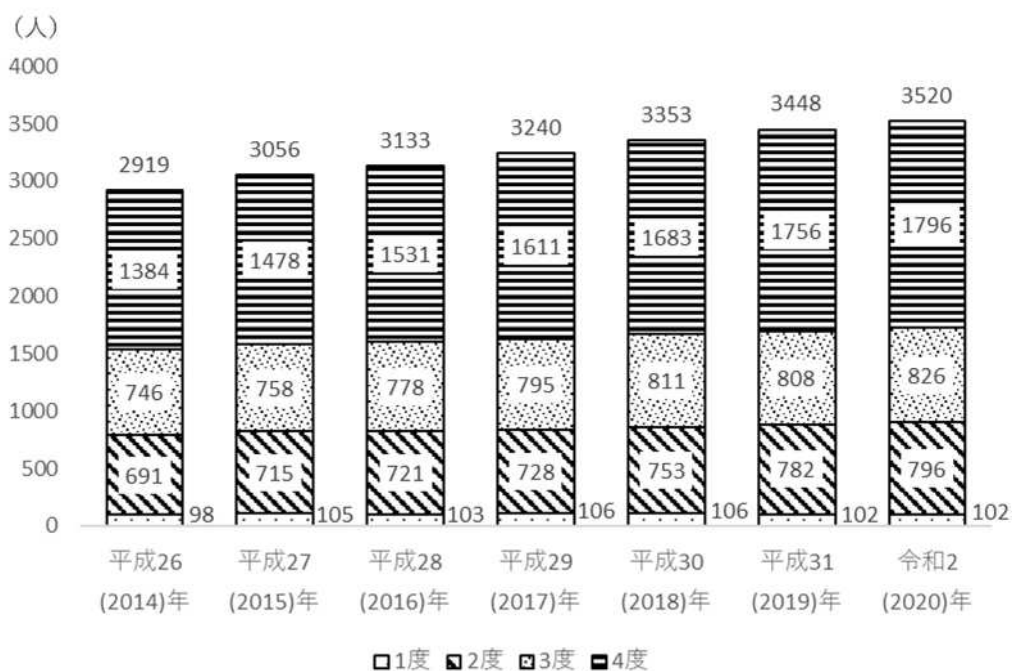
愛の手帳の所持者数の内訳をみると、4度が 1,796 人と、手帳所持者数の 51.0% を占めています。

また、判定別の推移をみると、4度の伸び率が高くなっています。

愛の手帳（手帳の判定別）、他自治体の療育手帳所持者

単位：人

	1度	2度	3度	4度	合計
令和2（2020）年	102	796	826	1,796	3,520
構成比	2.9%	22.6%	23.5%	51.0%	100%



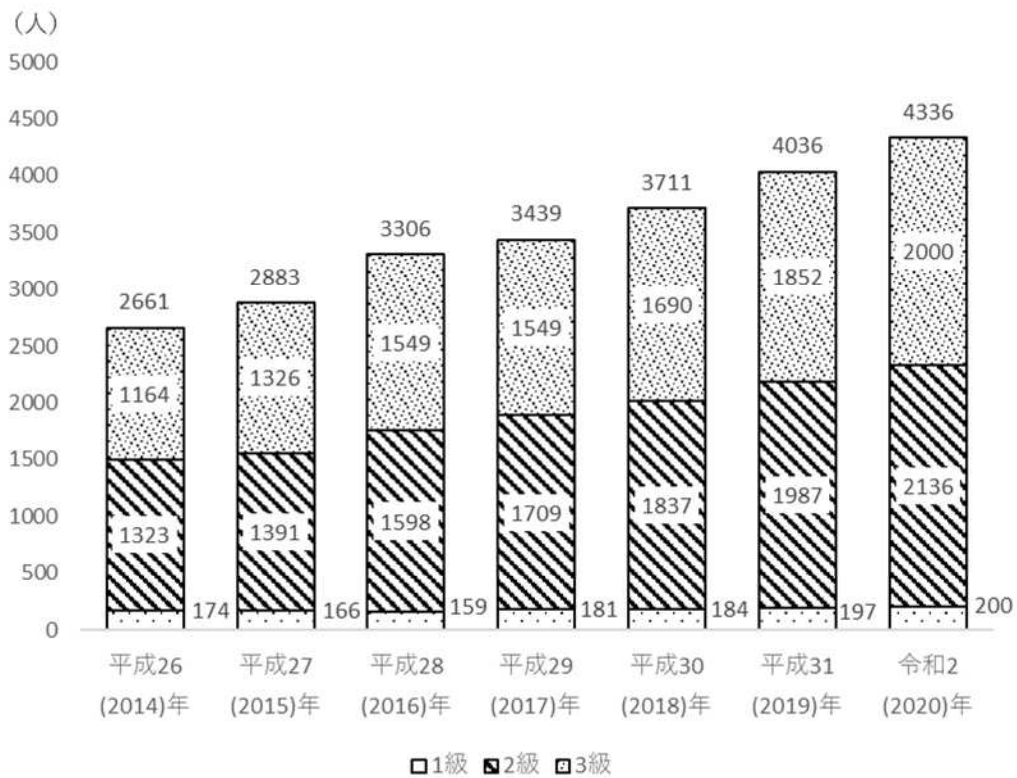
資料：庁内資料（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の内訳をみると、2級が2,136人、3級が2,000人と、合わせると手帳所持者数の95.4%を占めています。また、等級別の推移をみると、3級の伸び率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者（手帳の等級別）

単位：人

	1級	2級	3級	合計
令和2（2020）年	200	2,136	2,000	4,336
構成比	4.6%	49.3%	46.1%	100%



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(3) 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス等支給決定者数

単位：人

	身体	知的	精神	難病	児童	合計
1. 訪問系サービス						
居宅介護	532	269	77	4	59	941
重度訪問介護	3	0	0	0	0	3
同行援護	231	0	0	0	1	232
行動援護	0	7	0	0	0	7
2. 日中活動系サービス						
生活介護	123	764	4	0	0	891
自立訓練（機能訓練）	40	0	0	0	0	40
自立訓練（生活訓練）	4	21	71	0	0	96
宿泊型自立訓練	6	14	4	0	0	24
就労移行支援	17	52	142	2	0	213
就労継続支援A型	23	71	60	0	0	154
就労継続支援B型	36	445	289	0	0	770
就労定着支援	0	31	41	0	0	72
療養介護	33	3	0	0	0	36
短期入所 （ショートステイ）	99	633	18	0	145	895
3. 居住系サービス						
自立生活援助	0	1	1	0	0	2
共同生活援助 （グループホーム）	4	373	133	0	0	510
施設入所支援	46	285	0	0	0	331
4. 相談支援						
計画相談支援	273	1,405	676	6	114	2,474
地域移行支援	0	1	6	0	0	7
地域定着支援	0	1	4	0	0	5
合計	1,470	4,376	1,526	12	319	7,703

障害児通所支援等支給決定者数

単位：人

	児童
児童発達支援	488
放課後等デイサービス	659
保育所等訪問支援	5
障害児相談支援	827
合計	1,979

資料：庁内資料（令和2（2020）年4月1日現在）

2 障害者意向等調査

障害者意向等調査は、障害者施策推進計画等を策定するにあたり、区内在住の障害のある方の日常生活や保健福祉サービスなどに関する要望・意見を把握し、区における総合的、効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

【 調査対象者及び対象者数 】

区内に住所がある、身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者から無作為に抽出し、対象としました。

障害の種類	対象	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	身体障害者手帳所持者	1,500人	987	65.8%
知的障害者	愛の手帳所持者	300人	215	71.7%
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者	700人	421	60.1%
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証の所持者	300人	211	70.3%

【 調査期間 】

平成28（2016）年8月1日（月）～8月26日（金）

【 調査方法 】

郵送配布・郵送回収

3 障害者団体ヒアリング

障害者団体ヒアリングは、障害者意向等調査に加えて区内の障害者団体からヒアリングを行うことにより、区における効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

【 ヒアリング対象団体 】（11 団体）

- ・ 葛飾区障害者福祉連合会
- ・ 葛飾区視覚障害者福祉協会
- ・ 葛飾区聴力障害者協会
- ・ 葛飾区肢体不自由児者父母の会
- ・ 葛飾区地域腎友会
- ・ 葛飾・江戸川三校連絡会（東京都立葛飾特別支援学校PTA、東京都立水元特別支援学校PTA、東京都立鹿本学園PTA）
- ・ 東京都立よつぎ療育園保護者会
- ・ 葛飾区手をつなぐ親の会
- ・ 精神障害者家族会 葛飾たんぽぽ会
- ・ 高次脳機能障害者 家族会 かつしか
- ・ 葛飾パーキンソン病友の会 げんき会

【 ヒアリング期間 】

平成 28（2016）年9月 16 日（金）～11 月4日（金）

【 ヒアリング内容 】

- ・ 日常生活や社会参加をする上で困っていることについて
- ・ 将来、不安に感じていることについて
- ・ 区の福祉サービスや支援に対して要望すること
- ・ その他区の施策に対して要望すること
- ・ 災害時における避難等の援護について
- ・ 障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたことについて
- ・ 日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらい原因となる障壁（バリア）が取り除かれたと感じたことについて



葛飾区障害者施策推進計画の 基本的な考え方

1 計画の基本理念及び基本目標

基本理念

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、
自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう
一員として、いきいきと輝けるようにします。

基本目標

1 自立生活支援

自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した
生活を営むことができるように支援していきます。

2 就労支援

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、
いきいきと働き続けられるように支援していきます。

3 育成支援

地域の中ですべての子どもたちが健やかに育ち、
豊かな人間力を育めるように支援していきます。

4 地域で支えあうまちづくり

障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、
安心していきいきと暮らせるまちにしていきます。

2 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。





施策の展開

1 自立生活支援

(1) 相談体制の充実

【これまでの主な取組と成果】

- 区と特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）との連携組織である相談支援部会及び分科会を定期的を開催し、相談支援事業所の連携の促進及び相談支援専門員による支援内容の向上を図りました。
- 区のウェルピアかつしか、保健所、保健センター、子ども総合センター、障害者手帳の担当部署、民間の相談支援事業所及び地域活動支援センターの相談機関において、相談支援の充実に努めました。
- 平成 27（2015）年度から、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきすべてのサービス利用にあたってサービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「利用計画」という。）の作成が必須となったことから、民間の相談支援事業所における利用計画の作成を促進するため、運営費の助成や相談支援専門員養成研修受講料助成を実施しました。
- 平成 27（2015）年 4 月に、あらゆる健康に関する不安や相談を電話で幅広く受け付ける健康相談窓口を開設しました。

【今後取り組むべき課題】

相談支援を担当する窓口では、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害などの専門的な知識が求められる障害に関する相談が増えています。このような多様な障害に関する相談に対して適切に対応していくためには、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施することができる基幹相談支援センターを含む相談体制の整備について検討することが必要です。

また、障害の多様化に伴い、在宅で生活する障害のある方への支援は多岐にわたっており、個々の支援の状況や家族の状況等を的確に把握し、個々の支援ニーズに合わせた居宅サービスや施設利用を組み合わせることにより、障害のある方の在宅生活をより適切に支援していくことが必要です。

そのためには、障害のある方に対して、利用計画の作成からサービスの支給、サービス利用後のモニタリングに至るケアマネジメントを確実に実施していくことが不可欠であり、相談機関と支給決定機関の連携の強化を図るとともに、相談支援事業所における支援の質についてもより一層向上させていくことが必要です。

【 今後の方向性 】

多様な障害に対応できる相談支援体制の充実、質の向上

- 多様な障害に関する相談に対して適切に対応するため、区と民間の相談機関が各々の専門性を発揮するとともに、相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる相談支援体制を構築します。
- 区と民間の相談機関は、ライフステージに応じて、教育機関や医療機関などの関係機関との連携を図り、障害のある方の生涯に寄り添う支援を行います。
- 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施することができる基幹相談支援センターを含む相談体制の整備について検討します。

計画相談支援、障害児相談支援によるケアマネジメントの充実

- 相談支援事業所において、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応するため、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握して利用計画を作成します。
- 相談支援専門員研修会を通して、計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上と人材の育成を行います。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値							担当
相談支援体制の充実							障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応していくため、ウエルピアかつしか、保健所、保健センター、子ども総合センター、障害者手帳の担当部署の区の相談機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮するとともに、相互に連携して取り組みます。 ・相談支援事業所では、障害のある方や家族との相談を通して意向・状況等を丁寧に把握して利用計画案を作成し、区では、利用計画案が障害のある方や家族のニーズに合った内容となっているか審査することで、相互に連携して障害のある方や家族の多様化、個別化する支援ニーズに対応できる利用計画を作成します。 ・障害のある方からの総合的な相談に対応できる窓口を設け、併せて地域の相談支援事業所とのネットワークを強化していくために、基幹相談支援センターを含む相談体制の整備について検討します。 ・精神疾患の早期発見と治療及び治療継続のため、保健所・保健センターにおける精神保健に関する相談体制を充実させます。 ・新たに診断された難病患者や療養上の不安を抱える方に対して、難病医療費公費負担申請時等あらゆる機会を通して相談支援を行います。 ・複雑で対応困難な相談について、適切な対応ができるように、医療、保健、福祉の分野が連携できる体制を充実させます。 							
【事業目標】相談支援体制の充実							
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
検討	実施	実施	実施	実施	実施		
相談支援の質の向上							障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が在宅生活を送る上で十分な支援を受けることができるよう、サービス事業者との連携、サービス利用の調整等を充実させます。 ・区内相談支援事業所と協働して開催する相談支援専門員研修会を通して事業者支援を行い、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。 							
【事業目標】相談支援専門員研修会の年間受講者数（延べ3,600人）							
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
600人	600人	600人	600人	600人	600人		
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築 (取組内容は●ページに掲載)							保健予防課 保健センター

その他の取組

取組内容	担当
身体障害者手帳の交付及び更新相談	障害福祉課
愛の手帳の交付及び更新相談	障害福祉課
精神障害者保健福祉手帳の交付及び更新相談	保健予防課 保健センター
精神保健相談	保健予防課 保健センター
難病相談	保健予防課 保健センター
発達障害のある方の相談 発達に課題のある子どもの相談	障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課 学校教育支援担当課
健康相談窓口	地域保健課
相談支援事業所運営費等助成	障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
自立生活援助	障害福祉計画（●ページ）
計画相談支援	障害福祉計画（●ページ）
地域移行支援	障害福祉計画（●ページ）
地域定着支援	障害福祉計画（●ページ）
相談支援事業（地域生活支援事業）	障害福祉計画（●ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（●ページ）

(2) 社会参加の支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害のある方が運動やスポーツに安心して参加できる環境づくりのため、初級障害者スポーツ指導員の養成講習会を実施し、葛飾区認定障害者スポーツ指導員として障害者スポーツ事業や地域活動への支援を行いました。
- 養成した葛飾区認定障害者スポーツ指導員を活用して、障害者スポーツ教室や夏の短期障害者水泳教室事業を実施し、福祉作業所などに就労する障害のある方などへの運動機会を提供しました。また、総合スポーツセンター温水プール（奥戸・水元）で水泳教室、障害者専用コースによる温水プール一般開放事業などを開催し運動参加の機会の拡充を図りました。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るため、パラリンピック競技である「ボッチャ」について、指導員や愛好者の育成を通して普及を推進し、障害のある方もない方も同じルールの下でともにレクリエーションとして楽しむ機会の拡充を図りました。
- 葛飾区中央図書館では、活字での読書が困難な方が、図書資料を利用し、情報入手や読書ができるよう、音訳図書及び点字資料の貸出し等を行うとともに、音訳資料（デージー）の作成を行いました。また、対面朗読等で活動する音訳者の養成講座や点字資料の作成等を行う点訳者のスキルアップのための講座、マルチメディアデージー図書を作成するボランティアを養成する講座を実施しました。
- 区内5箇所の地域活動支援センターでは、地域で生活する障害のある方の社会参加や余暇活動の充実につながる事業を実施しました。
- 平成 31（2019）年 4 月に、すべての区民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行しました。

【 今後取り組むべき課題 】

スポーツや文化、レクリエーション活動は、障害のある方の生きがいにつながるとともに、活動を通して地域におけるさまざまな交流機会にもつながります。

しかし、障害者意向等調査では、趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動は、「特にない」という回答が身体障害者調査で約 5 割、知的障害者調査で 3 割以上、精神障害者調査で 4 割以上、難病患者調査で約 4 割となっています。

障害のある方が地域の中でいきいきと生活していくためにも、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを支援していくことが必要です。

【 今後の方向性 】

社会参加促進に向けた支援の充実

- ・区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、地域住民などに対し、障害のある方とのかかわり方や障害への理解を深めるよう働きかけ、さまざまな障害のある

方が自ら望む活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

- ・障害のある方が自ら望む活動を支援するため、手話通訳者の派遣や音訳者・点訳者等の育成などを行います。
- ・障害のある方のより円滑な社会参加を実現するため、引き続き新たなコミュニケーションツールの導入について検討します。
- ・地域活動支援センターにおいて、障害のある方が社会参加していくためのプログラムを提供します。

障害者スポーツの推進

- ・障害のあるなしに関わらず運動やスポーツへの参加機会の促進を図るため、自主的に安心して運動やスポーツに取り組むための環境づくりとして、支援者育成や組織づくりを進めます。
- ・障害者スポーツ指導員の育成とネットワークづくりを行います。
- ・身近な場所で運動体験ができる環境づくりを進めます。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した情報提供を図ります。
- ・パラリンピック競技「ボッチャ」の認知度向上を図るとともにスポーツ愛好者を増やし、ユニバーサルスポーツの普及・発展を図ります。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
障害者スポーツの推進						生涯スポーツ課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が自主的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成及び年間を通して定期的に教室を開催して指導員の活動の場を提供します。 ・パラリンピックの公式種目である「ボッチャ」の普及推進を行うなど、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るとともにパラリンピック競技の認知度向上を図り、各種ユニバーサルスポーツの普及・発展を推進します。 						
【事業目標】障害者対象スポーツ事業の参加者（延べ 6,750 人）						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
1,000 人	1,050 人	1,100 人	1,150 人	1,200 人	1,250 人	

その他の取組

取組内容	担当
コミュニケーション手段利用促進	障害福祉課
音訳者・点訳者等の育成	中央図書館
手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害福祉課
障害者週間行事	障害者施設課
バス借上等社会参加促進経費助成	障害福祉課
地域活動支援センターにおける社会参加・余暇活動支援	障害者施設課 保健予防課
バリアフリーコンサート	文化国際課
出前教室	生涯学習課
かつしか教室	生涯学習課
磁気ループの貸出し	障害者施設課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
意思疎通支援事業	障害福祉計画（●ページ）
地域活動支援センター事業	障害福祉計画（●ページ）

(3) 社会資源の充実

【 これまでの主な取組と成果 】

- 平成 26 (2014) 年 4 月に、区が区有地を無償貸与して整備法人を公募し、整備支援を行った障害者通所施設「やすらぎリバーシティ」が開設しました。
- 平成 30 (2018) 年度開設の地域生活支援型入所施設「パランしょうぶ」を整備する社会福祉法人に対し、整備費の一部を助成して整備支援を行いました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害のある方が障害の種別や程度にかかわらずいつまでも住み慣れた地域で生活していけるよう、親亡き後の支援体制も含めた社会資源の量的・質的な充実を図っていくことが必要です。

現在、区では住まいの場として重度障害のある方のグループホームの整備の促進が求められていますが、消防法施行令の改正による消防設備の設置の義務化やバリアフリー設備の設置による整備費の高騰などのため、民間事業者による整備が進みづらい状況にあり、整備促進に向けて、支援策を検討していくことが必要です。

また、水元小合学園の肢体不自由教育部門の開設により、知的障害と身体障害の重複障害のある方を受け入れる生活介護事業所などの日中活動の場についても、今後不足することが見込まれています。特に、医療的ケアが必要な方の日中活動の場の不足については、今後対応を検討していくことが必要です。

精神障害のある方の地域移行を進めるために、医療機関や民間事業者と連携した地域精神保健医療福祉の一体的な取組のもと、グループホームや地域生活支援拠点の整備・運営を行っていくことが必要です。

【 今後の方向性 】

地域生活を支援するための社会資源の充実

- ・障害のある方が障害の種別や程度にかかわらず住み慣れた地域で生活していくために必要な社会資源について、必要量に合わせて整備の促進を図ります。
- ・地域で生活する障害のある方の緊急時の対応や相談支援等を行う地域生活支援拠点の整備を進めます。

日中活動の場の確保

- ・特別支援学校の卒業生等、施設における日中活動を希望するすべての障害のある方に日中活動の場を提供することを目指して、必要量に合わせて施設整備の促進を図ります。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値							担当
グループホームの整備・運営支援							障害者施設課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、区内にグループホームの整備を促します。 ・重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費の一部を助成します。 ・地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成することを検討します。 							
【事業目標】グループホームの整備支援（延べ6箇所）							
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
地域生活支援拠点の整備							障害福祉課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援型入所施設や既存の通所施設、グループホーム等の連携による地域生活支援拠点の整備について検討します。 							
【事業目標】地域生活支援拠点の整備							
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
検討	整備(知的)	検討	検討	検討	整備		
障害者通所施設の整備支援							障害者施設課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を支援します。 ・たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害のある方への対応が必要であることから、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援を検討します。 							
【事業目標】障害者通所施設の整備（延べ1箇所）							
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
	1箇所						

その他の取組

取組内容	担当
短期入所先の確保	障害福祉課 障害者施設課 保健予防課
障害のある高齢な方の日中活動の場の検討	障害福祉課 保健予防課
障害者地域生活移行・定着化支援費助成	障害福祉課
福祉施設の人材育成支援	障害福祉課 障害者施設課
福祉施設の運営支援	障害者施設課 保健予防課

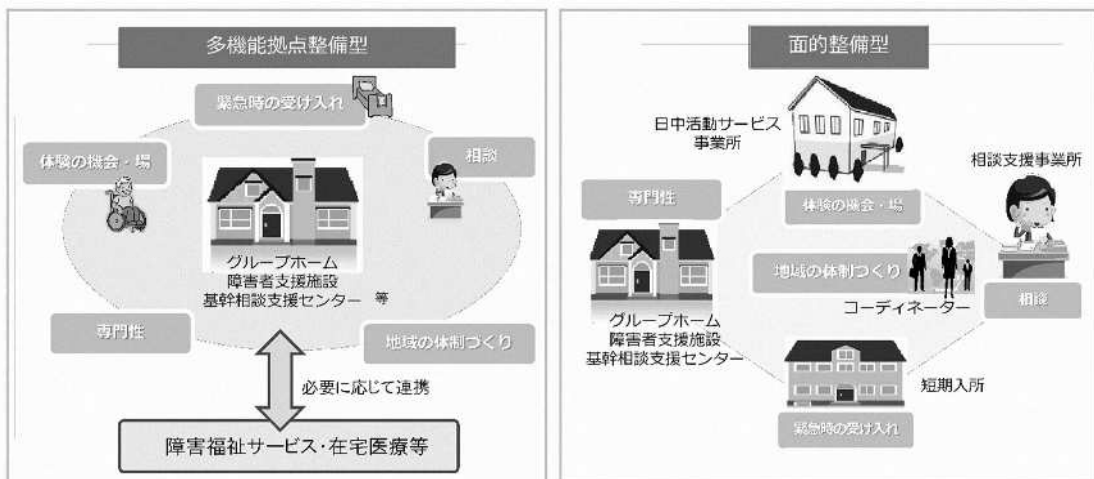
障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
生活介護	障害福祉計画（●ページ）
短期入所（ショートステイ）	障害福祉計画（●ページ）
共同生活援助（グループホーム）	障害福祉計画（●ページ）
施設入所支援	障害福祉計画（●ページ）
地域活動支援センター事業	障害福祉計画（●ページ）

<地域生活支援拠点とは>

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



資料：厚生労働省資料（抜粋）

(4) 生活支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 平成 27(2015)年度から、重症心身障害のある方の介護者の負担を軽減するため、「重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業」を開始しました。また、平成 30(2018)年度には、医療的ケア児等にも対象を拡大しました。(「重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業」へ名称を変更。)
- 自立支援医療制度の適切な利用支援により、心身の障害の軽減を図りました。
- 各種障害者手当・難病患者福祉手当の支給により、支給対象者を経済的に支援しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障害の種別や生活環境、個々のニーズ等に応じたきめ細かな支援が求められています。

また、介護サービス等の充実により、障害のある方を自宅等で介護している方の負担を軽減していくことが必要です。

【 今後の方向性 】

自立した生活を支えるサービスの充実

- ・障害のある方が地域で自立して生活することができるよう、日常生活を支えるサービスの提供を行います。

家族の介護負担の軽減

- ・介護サービス等の充実により、障害のある方を介護している家族等の負担の軽減を図ります。
- ・「重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業」については、重症心身障害のある方を介護している家族等の負担を軽減するため、今後とも利用拡大策について検討します。

【 施策に関する取組 】

主な取組

取組内容	担当
施設利用者負担軽減策の実施	障害者施設課
身体障害者住宅設備改善費の給付	障害福祉課
自動車運転免許取得費助成	障害福祉課
自動車改造費助成	障害福祉課
心身障害者寝具乾燥消毒委託	障害福祉課
心身障害者出張理美容事業	障害福祉課
心身障害者紙おむつ支給・使用料助成	障害福祉課
心身障害者配食サービス事業委託	障害福祉課
心身障害者巡回入浴サービス委託	障害福祉課
重度脳性麻痺者介護人派遣	障害福祉課
見守り型緊急通報システム事業	障害福祉課
心身障害者（児）緊急一時保護委託	障害福祉課
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課
精神障害者家族教室	保健予防課 保健センター
難病患者等居宅生活支援事業	保健予防課 保健センター
高齢者等訪問収集	清掃事務所
家賃債務保証制度利用助成	住環境整備課
自立支援医療	障害福祉課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
重度心身障害者（児）手当の支給	障害福祉課
心身障害者福祉手当の支給	障害福祉課 保健予防課
心身障害者手当国制度分の支給	障害福祉課
重度心身障害者特別給付金の支給	障害福祉課
難病患者福祉手当の支給	保健予防課 保健センター
心身障害者医療費助成	障害福祉課 保健予防課
難病等医療費助成	保健予防課 保健センター

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
居宅介護	障害福祉計画（●ページ）
重度訪問介護	障害福祉計画（●ページ）
同行援護	障害福祉計画（●ページ）
行動援護	障害福祉計画（●ページ）
重度障害者等包括支援	障害福祉計画（●ページ）
生活介護	障害福祉計画（●ページ）
療養介護	障害福祉計画（●ページ）
短期入所（ショートステイ）	障害福祉計画（●ページ）
自立生活援助	障害福祉計画（●ページ）
日常生活用具給付等事業	障害福祉計画（●ページ）
移動支援事業	障害福祉計画（●ページ）
その他の事業	障害福祉計画（●ページ）

(5) 保健・医療支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 保健所・保健センターにおいて、うつ病や発達障害、引きこもり等の精神保健の相談対応を行いました。
- 精神障害のある方が地域で生活を送るために、保健所・保健センターは医療機関、訪問看護ステーション等の関係機関と連携し、精神疾患の早期発見、確実な治療と治療継続について支援に努めました。また、障害者総合支援法に基づくサービス利用にあたっては、当事者の意向を尊重し、保健所・保健センター、民間の相談支援事業所及び地域活動支援センター等の相談機関において相談支援の充実に努めました。
- 難病患者については、保健所・保健センターが医療機関、訪問看護ステーション、居宅事業所等と連携しながら、在宅療養支援に努めました。
- 平成 29（2017）年度から、難病対策地域協議会を開催し、難病患者の支援体制の整備を図っています。
- 精神保健関係者を委員とする地域精神保健福祉連携会議を平成 30(2018)年度に、精神保健福祉包括ケア推進協議会に名称等を変更し、入院患者の退院支援や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの概念を持つものとししました。また、専門部会を設置し、区における精神保健福祉の課題を共有・検討しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害者意向等調査では、健康や医療についての不安や課題は、「障害の重度化や病気の悪化が不安」「救急時の治療（急に具合が悪くなったとき）が心配」が共通して高く、医療的ニーズをはじめ、さまざまな障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、関係機関における課題の共有や、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

精神障害のある方については、疾病と障害を併せ持つ困難を抱えているため、疾患の早期発見、確実な治療と治療継続が重要です。厚生労働省の患者調査によれば、精神疾患で医療機関にかかっている患者数は年々増加しており、精神科入院については病識のない方が多く、措置入院と医療保護入院が全体の半数を占めています。精神障害のある方が安定した在宅療養生活を送るためには、医療機関等関係機関と連携し、医療継続及び支援を強化することが必要です。

難病患者については、難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、医療との連携、福祉サービスの充実などを図ることが必要です。人工呼吸器等を使用している医療依存度の高い方が在宅療養するためには、医療機関や訪問看護ステーション、介護事業所等と連携し、支援体制の充実に努めることが必要です。

医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）については、適切な支援を受け在宅療養を行うことができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支援することが必要です。

【 今後の方向性 】

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、入院中から医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療継続と在宅療養の支援体制を強化します。

医療的ケア児への支援の促進

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。

医療依存度の高い在宅療養者の支援の促進

- ・人工呼吸器や酸素吸入を利用しながら在宅療養をしている医療依存度の高い在宅療養者が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築						保健予防課 保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患患者・精神障害のある方が退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、医療機関や民間の相談支援事業所等との連携を図ります。 ・在宅での生活が困難な精神障害のある方を支えるため、医療機関、精神訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催等により、支援ネットワークの構築を図ります。 ・葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神保健福祉の課題を共有し、検討を進めます。 <p>【協議事項例】</p> <p>精神障害のある方を支えていくための地域理解の促進</p> <p>精神障害のある方の退院支援について</p> <p>障害福祉サービスの充実と利用について</p> <p>【専門部会の設置】</p> <p>必要に応じて専門部会を設置します。</p>						
【事業目標】 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会の開催						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	

その他の取組

取組内容	担当
自立支援医療（再掲）	障害福祉課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
障害児・者歯科診療事業（ひまわり歯科診療所）	健康づくり課
ねたきり高齢者歯科診療事業（たんぼぼ歯科診療所）	健康づくり課
障害者施設通所者健康診査	健康づくり課
在宅難病患者医療機器の貸与	保健予防課 保健センター
難病対策地域協議会	保健予防課
難病リハビリ教室	保健予防課 保健センター
難病患者訪問指導事業	保健予防課 保健センター
葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会	保健予防課
休日・土曜応急診療事業	地域保健課
難病等医療費助成（再掲）	保健予防課 保健センター
健康相談窓口（再掲）	地域保健課
医療的ケア児の支援体制の整備	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
計画相談支援	障害福祉計画（●ページ）
地域移行支援	障害福祉計画（●ページ）
地域定着支援	障害福祉計画（●ページ）
相談支援事業（地域生活支援事業）	障害福祉計画（●ページ）
地域活動支援センター事業	障害福祉計画（●ページ）

(6) 権利擁護

【 これまでの主な取組と成果 】

- 平成 24 (2012) 年 10 月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)の施行を受け、障害者権利擁護窓口を設置し、障害のある方の虐待に関する相談支援体制を整備しました。
- 平成 26(2014)年度に、葛飾区社会福祉協議会の権利擁護センター事業を拡充し、成年後見制度の中心的な役割を担う「葛飾区成年後見センター」を開設し、成年後見制度に関する相談や支援、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成、法人後見の受任などを実施しました。
- 令和 2 (2020) 年度は、令和元 (2019) 年度に策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見センターに中核機関を設置し、成年後見制度の利用に関わる関係団体の連携を進める協議会を立ち上げるとともに、本人に身近な親族や福祉、介護、医療、地域の関係者や後見人がチームとなって対応する体制づくりを進めました。

【 今後取り組むべき課題 】

成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組を推進するとともに、地域連携ネットワーク体制を強化していくことが必要です。また、障害者虐待への対応については、夜間、土日祝日等の相談窓口や緊急に保護を要する場合の一時保護施設の確保などが求められています。

【 今後の方向性 】

権利を守るための支援の充実

- ・判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の積極的な利用の促進を図ります。
- ・区の機関や福祉施設が連携し、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある方の保護に取り組みます。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
成年後見センター事業の推進						福祉管理課
<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区社会福祉協議会内に設置した「葛飾区成年後見センター」で、成年後見制度に関する相談や支援、普及・啓発、法人後見の受任などを行います。 成年後見制度の仕組みなど必要な知識・技能・倫理を修得して後見人等の業務を適正に行うための講座を開催し、市民後見人を養成します。 						
【事業目標】 市民後見等受任件数（延べ 195 件）						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
20 件	25 件	30 件	35 件	40 件	45 件	
成年後見制度の利用支援						障害福祉課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方が制度を利用できるよう、成年後見の申立てをする方がいない場合は、区長が申立てを行います。 						
【事業目標】 成年後見制度利用支援事業の実施						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	

その他の取組

取組内容	担当
障害者虐待の防止	障害福祉課
障害者差別解消の推進	障害福祉課
福祉サービス第三者評価事業推進	福祉管理課 障害者施設課 保健予防課
福祉サービス苦情調整委員制度	福祉管理課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
成年後見制度利用支援事業	障害福祉計画（●ページ）

2 就労支援

(1) 一般就労への支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 葛飾区障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）において、概ね 18 歳以上の就労意欲のある障害のある方に対して、企業実習や作業訓練等を行い、一般企業への就労（以下「一般就労」という。）を支援しました。
- 自転車リサイクル工房や、障害者施設自主生産品販売所等において実習訓練を行うなど、より一般企業に近い環境で訓練ができるようにしました。
- 平成 23（2011）年度から、一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を雇用する「葛飾区チャレンジ雇用」を実施しています。
- 障害のある方の雇用拡大、就労促進を図るため、毎年、「かつしか障害者雇用フェア」を実施しています。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方が就労することは、経済的自立や生きがいづくりとなるとともに、社会の一員としての社会参加にもつながります。

しかし、障害者意向等調査における就労状況に関する項目では、身体障害者調査、精神障害者調査ともに「仕事をしたいが、働くことができない」との回答が「仕事をしている（通所を含む）」の割合を上回っており、障害のある方の雇用環境は、依然として厳しい状況にあることがうかがえます。

また、仕事をする（していく）ために必要なこととして、知的障害者調査における回答では「障害や病気の特性にあった多様な仕事や就労形態」、「働く上での決まりごとの習得」、難病患者調査における回答では「体調を考慮した勤務時間、休憩、休暇などへの配慮」の割合が特に高く、就労の場において、障害の特性に合わせた配慮が求められています。

また、精神障害のある方や難病患者の就労支援においては、就労支援システムの周知や、関係機関との情報共有を図っていくことが課題です。

【 今後の方向性 】

一般就労への支援の充実

- ・就労意欲のある障害のある方に対して、就労支援センターと民間の就労支援施設とが連携し、一般就労を支援します。

職場開拓、職域拡大への支援の充実

- ・多様な就労先や就労形態を確保するため、新たな職場や職域の拡大を図ります。

就労先への定着支援の充実

- ・障害のある方が一般就労した後も継続して働き続けることができるよう、定着支援事業所と連携して、さらなる職場定着支援の充実を図ります。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
障害者就労支援システムの整備						障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援施設と連携し、就労に向けてさまざまな準備段階にある方が、その時々に応じた支援を受けられるような支援システムを整備します。 ・中間的就労（区内施設で就労体験ができる制度）や協力企業内での実習の場を整備し、一般就労へ向けて、その方に応じた段階的な訓練が受けられるように支援します。また、離職者が次の進路を検討したり、就労先でうまく適応できない方が課題を解決するための支援を受けたりする場としても活用していきます。 ・就労がうまくいかない場合においても、安心して何度でも再挑戦することができる支援システムを構築します。 						
【事業目標】年間就労者数（延べ 345 人）						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
45 人	45 人	45 人	70 人	70 人	70 人	
職場開拓の推進						障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク墨田と定期的に連絡会を開催し、企業の障害者雇用の現状について情報を共有します。 ・ハローワーク墨田と連携し、障害者雇用に関心のある企業を把握し、雇用に向けての情報提供や働きかけを行います。 ・区内就労支援施設が参加している会議において、障害者雇用の現状や職場開拓について検討します。 						
【事業目標】年間で新規に就労支援センター登録者の就労先となった事業所数（延べ 12 社）						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
2 社	2 社	2 社	2 社	2 社	2 社	

取組内容、目標値						担当
葛飾区チャレンジ雇用						障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を雇用します。 ・区が率先して知的障害や精神障害のある方の雇用に努めることで、区内企業をはじめとする一般企業における障害者雇用の促進につなげます。 						
【事業目標】チャレンジ雇用人数（延べ30人）						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
5人	5人	5人	5人	5人	5人	障害福祉課
定着支援と余暇・生活支援の充実						
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が一般就労した後も働き続けることができるよう、職場訪問や本人との面談を通して生活支援や本人と企業との調整を行う職場定着支援を、就労定着支援事業所と連携して実施します。 ・NPO 法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」により、家族会やボランティア団体等の行う余暇活動の情報を提供し、障害のある方の余暇の充実に支援します。 ・生活支援に関わる施設や支援機関との連携を図ります。 						
【事業目標】就労支援センター登録者の就労定着率						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	障害者施設課 保健予防課
74.00%	74.40%	74.80%	75.20%	75.60%	76.00%	
障害者通所施設の整備支援（取組内容は●ページに掲載）						

その他の取組

取組内容	担当
企業内就労訓練事業	障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
就労移行支援	障害福祉計画（●ページ）
就労継続支援	障害福祉計画（●ページ）
就労定着支援	障害福祉計画（●ページ）

(2) 福祉的就労への支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害者就労支援施設の工賃の向上を目指して、平成 25（2013）年度から経営コンサルタント派遣事業を実施しています。平成 29（2017）年度までに5施設にコンサルタントを派遣し、工賃向上に結びつく事業の実施・改善の提案を受けました。
- 平成 29（2017）年度から、「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定し、区内障害者施設からの物品調達の推進を図るとともに、障害者施設の物品並びに労務の提供に関する情報収集と区ホームページ等を活用した情報提供を行っています。

【 今後取り組むべき課題 】

一般就労が困難な障害のある方にとって、福祉的就労の場は、生活面などの支援を受けながら就労スキルを高め、社会の一員として可能性や能力を発揮する場として大きな役割を担っています。現在、区では、多様な障害者就労支援施設がさまざまな福祉的就労の場を提供しています。しかし、一方で、福祉的就労の場のさらなる充実や機会の提供を求める声もあります。今後、利用者の高齢化や障害の多様化が進む中で、個々の状態にあった作業の提供を含む福祉的就労の場のさらなる充実を図ることが必要です。

また、障害のある方の就労意欲を向上させるとともに経済的な自立を支援するため、「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」を踏まえ、区内障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援内容を充実させることが必要です。

【 今後の方向性 】

工賃向上に向けた支援

- ・障害者就労支援施設に対して経営コンサルタントを派遣し、工賃向上に結びつく事業の実施・改善の提案を受けるなど、工賃向上に結びつく収益性の高い事業を安定的に確保できるよう支援します。
- ・「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区の発注により障害者施設の工賃向上が図れるよう、障害者施設の物品並びに労務の提供に関する情報を収集し、区の各部署に提供します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援						障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労支援施設の工賃向上を目指して、平成 25 (2013) 年度から実施している経営コンサルタント派遣事業を継続し、工賃向上に結びつく事業の実施・改善につなげます。 ・ 障害者就労支援施設とともに、工賃向上に向けた情報共有や具体的な取組について検討します。 ・ 自主生産品販売所協議会と協力し、障害のある方の自主生産品の売り上げの増加を目指します。 ・ 「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区が率先して区内障害者施設に物品等を発注し、工賃向上を図ります。 						
【事業目標】 コンサルタント派遣施設数 (延べ6箇所)						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
障害者通所施設の整備支援 (取組内容は●ページに掲載)						障害者施設課 保健予防課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
就労継続支援	障害福祉計画 (●ページ)

3 育成支援

(1) 障害児サービスの充実

【これまでの主な取組と成果】

- 区の子ども総合センター、子ども発達センター、総合教育センター、障害者手帳の担当部署、民間の相談支援事業所等の相談機関において、発達に課題のある子どもや障害のある子どもの相談支援の充実に努めました。
- 区の子ども総合センター及び総合教育センターでは、家庭、幼稚園・保育所、学校、療育機関及び医療機関等の関係機関が連携して情報共有し、共通理解を図るため、「連携ファイル」を発行し、保護者が主体となって子どもに対する支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継げるようにしました。
- 児童発達支援事業所連絡会、放課後等デイサービス事業所連絡会、保育所等訪問支援事業所連絡会を開催し、事業所同士の連携やサービスの質の向上に努めました。
- 平成 28（2016）年 10 月に、区が区有地を無償貸与して整備法人を公募し、整備支援を行った児童発達支援センター「のぞみ学園かめあり」が開設しました。
- 子ども発達センターでは、平成 29（2017）年度から「主として重症心身障害児を通わせる通園事業」を開始し、医療的ケア児の受入れ体制を整えました。

【今後取り組むべき課題】

障害のある子どもが地域の中で健やかに成長し、それぞれの個性を生かしながら主体性と自立性を身につけていくためには、保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切な支援を行う相談支援体制を充実させるとともに、社会適応力の向上に向けて必要な支援を行う療育の場の充実や幼稚園・保育所など日常生活を送る場における支援体制の充実が必要です。

本区においては障害のある子どもに対する相談支援体制について、年齢ごとに相談窓口が分かれている現状があり、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、部署同士の連携の仕組みを整備していくことが必要です。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスについては、事業所によって支援内容はさまざまであるため、子どもに適した支援が行われるよう、事業所同士が連携して支援の質の向上に努めていくことが必要です。

さらに、幼稚園・保育所等において障害のある子どもの受入れが増えており、こうした子どもを集団の中で安全に受け入れるための仕組みづくりを検討していくことが必要です。

【今後の方向性】

相談支援体制の充実

- ・課題が顕在化し保護者がそれを認識し始めた時期から就学期に至るいずれの時期においても、保護者が抱える不安や悩みを受け止め、子どもと保護者が直面している

課題と、将来についての見通しの双方に対応できるような支援体制の構築を目指して、相談支援体制を充実させます。

- ・子どもと保護者に対して包括的な切れ目ない支援ができるよう、区の相談機関の連携の仕組みを整備するとともに、子どもを取り巻く各機関との、より一層の連携を図ります。

障害のある子どもの生活を充実させるための支援

- ・障害のある子どもが、それぞれの希望や嗜好に応じた、多様で充実した生活を可能な限り送ることができるよう、日常生活を支える支援策を充実させます。
- ・児童発達支援センターの整備支援を行うとともに、さまざまな課題や障害のある子どもとその家族を適切に支援するため、多様な療育体制を検討します。

障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援

- ・子どもが多く時間を過ごす幼稚園・保育所等で安心して過ごすことができるよう、区の専門機関と民間の保育所等訪問支援事業所とが連携して支援します。
- ・障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に対し運営面への補助を行い、安全な受入れを支援します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
相談支援体制の充実						障害福祉課 障害者施設課 子ども家庭支援課 学校教育支援担当課
・ 障害のある子どもの保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、子どもが在籍する幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援体制を充実させます。						
【事業目標】 相談支援体制の充実						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	
療育機関の整備						障害者施設課
・ 増加する療育ニーズに対応するため、民間事業者による児童発達支援センターの設置を支援します。また、さまざまな課題や障害のある子どもが適切な療育を受けることができるよう、必要量に応じて療育機関の整備を図ります。						
【事業目標】 児童発達支援センターの整備（延べ 1 箇所）						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
		1 箇所				

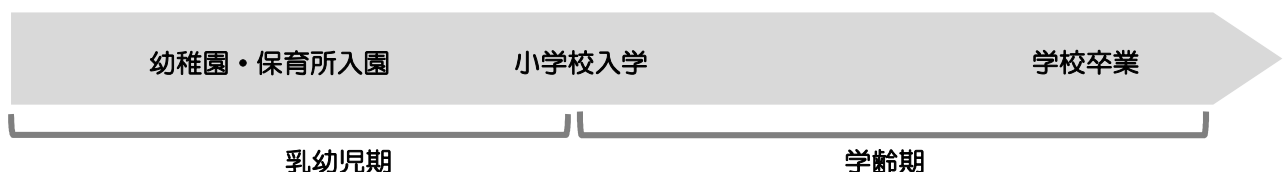
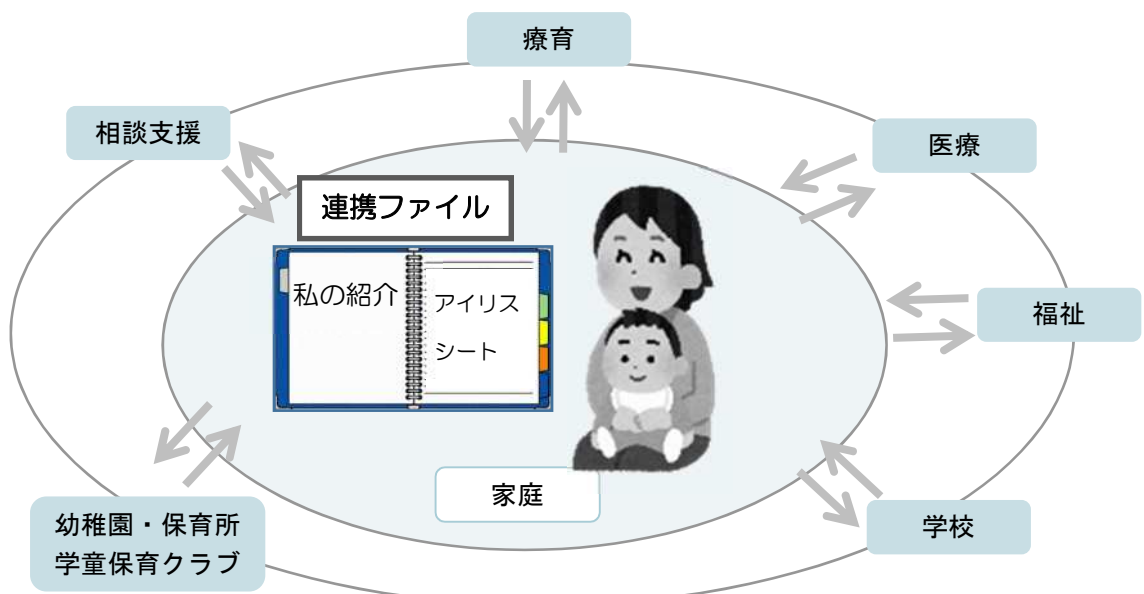
取組内容、目標値						担当
障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援						子育て支援課 保育課 子ども家庭支援課 学校教育支援担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターでは、幼稚園・保育所等への巡回訪問を継続的に実施することにより、施設職員に対して発達や障害に対応した療育上必要な助言・指導を行います。 ・子ども総合センター及び保育課では、施設職員に対する研修を実施します。 ・教育委員会では、就学に向けた支援を行います。 ・障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に、運営上の補助を行います。 						
【事業目標】障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	

＜「連携ファイル」とは＞

継続的な支援が必要な子どもに対して、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校と、子どもに関する必要な情報がスムーズに引き継がれ、家庭、学校、療育、医療、福祉機関等で子どもに適した支援内容を共有できるようにするためのツールで、「私の紹介」と「アイリスシート」で構成されています。

「私の紹介」は子どもの基本的な情報を記載するもので、区内の相談支援機関における共通の面談用資料となります。

「アイリスシート」は、子どもの成長や発達に関する情報や配慮事項などの情報を関係機関で共有するため、幼稚園・保育所等や療育機関、医療機関等が作成するもので、一貫して継続性のある支援を行うために活用します。乳幼児期の子どもを対象とした「アイリスシート」と、学齢期の子どもを対象とした「アイリスシート学齢期版支援シート」があります。



その他の取組

取組内容	担当
医療的ケア児の支援体制の整備（再掲）	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
児童発達支援事業所連絡会	障害者施設課
放課後等デイサービス事業所連絡会	障害者施設課
保育所等訪問支援事業所連絡会	障害者施設課
保育所・学童保育クラブにおける障害のある子どもの受入れ	育成課 子育て支援課 保育課 放課後支援課
子ども動物広場（ポニースクールかつしか）	地域教育課
中等度難聴児補聴器購入費助成	障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
児童発達支援	障害児福祉計画（●ページ）
放課後等デイサービス	障害児福祉計画（●ページ）
保育所等訪問支援	障害児福祉計画（●ページ）
障害児入所支援	障害児福祉計画（●ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（●ページ）

(2) 早期療育の充実

【 これまでの主な取組と成果 】

- 子ども総合センターでは、保健センターの健診事業と連携した乳幼児期の発達相談と、幼稚園・保育所への巡回訪問を相互に実施することにより、発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援につなげてきました。
- 平成 27 (2015) 年度から、心身の発達や集団生活の中でのコミュニケーション等に課題のある子どもの早期発見・早期支援につなげるため、5歳児健康診査事業を開始しました。
- 保健センターでは、乳幼児健診や経過観察健診を実施することにより、心身の健康に課題を持つ乳幼児の早期発見と、乳幼児及び保護者の支援を行っています。

【 今後取り組むべき課題 】

発達に課題のある乳幼児に対する子育て支援と連動した相談体制や、療育が必要な乳幼児を適切に専門機関につなげる支援体制が求められており、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。また、ライフステージに応じた継続的支援のための関係機関の協議の場を設置できるよう検討することが必要です。

【 今後の方向性 】

早期の発達支援体制の整備

- ・療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくため、乳幼児健診や医療機関との緊密な連携を図ります。
- ・児童発達支援事業所と幼稚園・保育所、就学する学校との情報連携・支援内容の共有等により、発達に課題のある乳幼児に対し、適切な支援が行われるようにします。

保護者への支援

- ・発達の気になる段階から、保護者の戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
早期の発達支援体制の整備						障害福祉課 障害者施設課 保健センター 子ども家庭支援課
<ul style="list-style-type: none"> 療育が必要な乳幼児が、早期に療育機関を利用することができるように、乳幼児健診等や医療機関との連携を図ります。 保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。 幼稚園・保育所を利用していない療育が必要な乳幼児及びその保護者については、適切に療育機関に結びつける体制の構築を検討します。 発達に課題のある乳幼児が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関が連携して支援します。 						
【事業目標】 早期の発達支援体制の充実						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	
子ども発達センター事業						障害者施設課
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援として 1 歳 6 か月から就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。また、平成 30 (2018) 年度から新設される居宅訪問型児童発達支援の実施について、検討します。 児童発達支援事業の家庭連携加算や保育所等訪問支援事業を通して、障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等へ訪問し、施設職員に対して療育上必要な助言・指導を行います。また、平成 30 (2018) 年度から国の制度改革に合わせて訪問先に児童養護施設を加えます。 障害児相談支援として、支給決定プロセスを確実に実施するだけでなく、通所支援の必要性、頻度、通所支援事業所の選定などへのきめ細かい対応が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。 						
【事業目標】 居宅訪問型児童発達支援の検討・実施						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
検討	実施	実施	検討	モデル事業	実施	
【事業目標】 保育所等訪問支援の訪問先の拡大						
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	

その他の取組

取組内容	担当
療育施設利用乳幼児の保護者への負担軽減	障害福祉課 障害者施設課
児童発達支援事業所連絡会（再掲）	障害者施設課
保育所等訪問支援事業所連絡会（再掲）	障害者施設課
5歳児健康診査事業	子ども家庭支援課
就学前の子どもの発達相談	子ども家庭支援課
乳幼児精密健診医療費の助成	子ども家庭支援課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
児童発達支援	障害児福祉計画（●ページ）
保育所等訪問支援	障害児福祉計画（●ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（●ページ）

(3) 特別支援教育の推進

【 これまでの主な取組と成果 】

- 小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する児童・生徒に対して指導を行う巡回指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校コーディネーターを派遣しました。
- 児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、家庭、学校、療育機関及び医療機関等の関係機関において情報の共有・共通理解を図るため、「連携ファイル」を活用し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継ぎました。
- 平成 28 (2016) 年度から、発達障害のある児童・生徒が必要な指導を受ける特別支援教室を、区内の全ての区立小学校に設置して、支援の充実を図りました。平成 29 (2017) 年度からは中学 1 年生を対象としたモデル事業を開始し、平成 30 (2018) 年度からは、中学校全学年で実施しています。
- より円滑な巡回指導を実施するため、特別支援教室の拠点校を小学校では 7 校から 11 校 (令和元 (2019) 年度) に、中学校では 2 校から 4 校 (平成 30 (2018) 年度) に増やしました。

【 今後取り組むべき課題 】

教育関係者に対して、障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導を行うことが求められており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされるよう、インクルーシブ教育システムの推進に向けた教職員の資質の向上や、関係部署との連携などを視野に入れながら、体制の強化を図ることが必要です。

また、都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が地域の小・中学校と交流し、地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度の推進・充実のための理解啓発を図っていくことが必要です。

【 今後の方向性 】

教職員の資質の向上

- ・特別支援教育コーディネーター研修や小・中学校教職員等の初級研修会等を通じて、特別支援教育に関する知識の充実を図ります。また、令和 2 年 3 月に発行した「知的障害特別支援学級～学級経営の手引き～」を現場で活用してもらい、教職員の資質を向上させていきます。

自閉症・情緒障害学級の運営及び増設の検討

- ・ニーズの把握や実態の効果を検証したうえで、増設の検討を行います。

副籍制度の充実と理解促進

- ・副籍制度について理解が深まるよう、保護者向け説明リーフレットの内容を充実させ、地域指定校との交流を促進します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
特別支援教育の推進						学校教育支援担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する発達障害等を伴う児童・生徒に対して指導を行う巡回指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う特別支援教育心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校コーディネーターを派遣します。 ・ 特別支援教育コーディネーター研修を8つの地域ブロックごとに行います。また、小・中学校教職員等向けの初級研修を実施します。 ・ 副籍ガイドラインの見直しや、地域指定校への理解啓発をすすめます。 ・ 児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、<u>連携ファイル（アイリスシート学齢期版支援シート）</u>の活用により関係機関と連携し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継ぎます。 						
【事業目標】 専門家チーム派遣回数（延べ4,740回）（心理検査件数含む）						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
700回	710回	720回	860回	870回	880回	
【事業目標】 アイリスシート学齢期版支援シートの申請数（延べ810件）						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
110件	120件	130件	140件	150件	160件	

その他の取組

取組内容	担当
わくわくチャレンジ広場	地域教育課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
児童発達支援	障害児福祉計画（●ページ）
放課後等デイサービス	障害児福祉計画（●ページ）
保育所等訪問支援	障害児福祉計画（●ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（●ページ）

4 地域で支えあうまちづくり

(1) 障害への理解と交流

【これまでの主な取組と成果】

- 障害者差別解消法の施行に伴い、「葛飾区障害者施策推進協議会」を、地域における障害者差別に関する情報を共有し障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとなる「障害者差別解消支援地域協議会」に位置づけ、差別解消に取り組む専門部会として「差別解消部会」を設置しました。
- 平成 25（2013）年度から配布を開始したヘルプカードについては、普及・啓発を図るため、平成 27（2015）年度にパンフレットを町会・消防団等に配布し、平成 30（2018）年度から普及・啓発グッズの配布を始めました。
- 区民向けに、精神保健では「うつ病」「統合失調症」「発達障害」「依存症」等や、難病では「パーキンソン病」「潰瘍性大腸炎」等の疾患別の講演会を開催し、疾病や障害への理解、普及・啓発を図りました。また、難病患者を取り巻く関係機関が、葛飾区の難病対策の推進に関する研修や情報交換を行い、保健、医療、福祉のネットワークを図るため、地域難病ネットワーク事業を実施しました。
- 平成 31（2019）年 4 月に、「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の施行に伴い、リーフレットを作成し区内各所で配布しました。

【今後取り組むべき課題】

障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の方に対し障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が広く地域で実践される必要があります。

障害者意向等調査では、地域で安心して暮らしていくために重要なこととして「障害や病気に対する理解の促進」を挙げた方が最も多く、障害のある方が地域住民などの周囲の方に対し、障害や病気に対する理解を求めていることがわかります。

しかし、ヒアリング調査の中で、「近所にちょっとした頼みごとができる人がいない」「近所づきあいが薄れており、身近な情報が入ってこない」などといった話が出ており、障害のある方が地域住民と思うように交流できていない現状がうかがえます。

障害のある方が地域住民などの周囲の方と交流しながら支えあって生活することができるよう、障害者差別解消の取組を進めるとともに、障害のある方を取り巻く周囲の方の障害への理解を促進させていくことが必要です。

【今後の方向性】

理解の促進と交流の機会の提供

- ・障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して障害への理解を深めるとも

に、障害のある方もない方も同じ時間を共有し、相互に交流する機会をつくります。

- ・障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売を通して、障害のある方の活動への理解を深め、また、販売所が障害のある方もない方も相互に理解し合い、交流を深めることができる場となるよう支援します。

障害者差別解消の推進

- ・「障害者差別解消支援地域協議会」及び「差別解消部会」が中心となり、障害者差別に関する事例や相談事例等を収集し、区の相談窓口適切につなげます。
- ・既に実施されている合理的配慮の事例を収集し共有を図ることにより、より多くの場面において合理的配慮の取組が行われるよう、広く区民・事業者に対する普及啓発を行います。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
障害への理解の促進						障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、個人向け（小学生向け、大人向け）や青少年委員等各種団体、福祉事業者向けに障害者理解を深めるための講座の実施や自主生産品の販売等を通して、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践されるようにします。</u> 						
【事業目標】障害のある方が活躍できる場の提供						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	

その他の取組

取組内容	担当
ユニバーサルデザインの普及・啓発	全課
障害者週間行事（再掲）	障害者施設課
精神保健講演会	保健予防課 保健センター
難病講演会	保健予防課 保健センター
障害者差別解消の推進（再掲）	障害福祉課
障害者施設自主生産品販売所への支援	障害福祉課
ヘルプカードの普及・啓発	障害福祉課

(2) 地域支援体制の整備

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害のある方を取り巻く関係団体と、積極的な交流・働きかけにより、連携・協力関係を構築してきました。
- 平成 24（2012）年度から、一人暮らしの障害のある方の見守りを行う「かつしかあんしんネットワーク事業」の対象者について、肢体不自由のある方に視覚障害のある方と聴覚障害のある方を加え、支援の幅を広げました。

【 今後取り組むべき課題 】

地域で生活する障害のある方の支援は、区の支援機関と障害のある方を取り巻く民生委員や地域の障害者関連団体等との連携・協力関係がなくては成り立ちません。そのため、互いに情報を発信し、共有していくことが必要です。

【 今後の方向性 】

地域の支援機関との連携体制の構築

- ・地域で生活する障害のある方を支援していくため、民生委員や地域の障害者関連団体等と、障害のある方の支援に関する情報交換の機会を創設するなど、連携・協力体制の構築について検討します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容	担当
障害者団体との協力関係の推進	障害福祉課 保健予防課
葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会（再掲）	保健予防課
難病対策地域協議会（再掲）	保健予防課
社会福祉協議会との連携	福祉管理課
民生委員との連携	福祉管理課
かつしかあんしんネットワーク事業	高齢者支援課 障害福祉課

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

【 これまでの主な取組と成果 】

- 区内約 20km の道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備しました。
- あんしん歩行エリア整備事業として、水戸街道や環七通り、平和橋通りを含む区の中心部で交通事故の発生率の高い地区を指定し、区と警察が連携を図りながら交通事故防止策を実施しました。
- 区内の公園にだれでもトイレの設置を進めることで、障害のある方が外出しやすい環境を整えました。
- 車いすを利用する方や視覚に障害のある方等の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンを実施しました。
- 公共施設への案内誘導サイン、住居表示案内板等の公共サインの整備にあたり、従来の「歩行者を公共施設に案内する」機能だけでなく、防災等へのさらなる対応や高齢の方や障害のある方に配慮したユニバーサルデザインの推進、ICT 技術の活用等、新たな視点を付加しながら、適切な盤面情報の管理や効果的な情報発信等、持続可能な公共サインへ再構築しました。
- 新小岩駅でのホームドア設置（JR総武快速線）や南北自由通路（改札より北側）、南口・北口駅前広場の整備を実施し、駅周辺での一体的なバリアフリー化を進めました。
- 区有施設における大規模改修時等に、障害のある方が利用しやすいよう、施設内へのスロープや手すりの設置、トイレのバリアフリー化等を進めました。
- 令和元（2019）年5月に策定した「葛飾区公共交通網整備方針」に基づき、あらゆる人にとってわかりやすく・利用しやすい公共交通網の実現に向けて様々な取組を進めています。

【 今後取り組むべき課題 】

誰もが住み慣れた地域の中でいきいきと暮らせるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが求められています。このため、葛飾区バリアフリー基本構想に基づく駅周辺のバリアフリー化を着実に進めていくことが必要です。

また、安全で快適に通行できる道路空間を実現するため、無電柱化や自転車利用者の交通ルールの順守意識の向上に取り組むとともに、障害のある方が外出しやすい環境を整えるため、公園内にだれでもトイレの設置を進めていくことや、建築物等のバリアフリー化を進めていくことなどが必要です。

【 今後の方向性 】

誰もが安全・快適に通行できる道路空間の実現

- ・安全で快適な歩行空間を確保するため、駅周辺における無電柱化に重点的に取り組みます。

- ・自転車通行空間の整備やこれを活かした教育・指導に取り組みます。

障害のある方が外出しやすい街づくりの推進

- ・公園内にだれでもトイレの設置を進めていくことや、建築物等のバリアフリー化を進めていくことなどにより、障害のある方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値						担当
バリアフリー事業						調整課
<p>・高齢の方や、障害のある方等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー基本構想で設定した重点整備地区（金町駅圏、京成立石駅圏、新小岩駅圏）のより一層のバリアフリー化を進めます。また、その他鉄道駅周辺も含め、地区を定めて、施設、経路のバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針の策定を行い、その後の具体的な事業を位置付けるバリアフリー基本構想につなげていくことで、面的・一体的なバリアフリー化を積極的に推進していきます。</p> <p>ホームドア整備については、鉄道各社の整備計画に基づき、東京都と連携しながら経費の助成を検討します。</p>						
【事業目標】新小岩駅地区移動等円滑化事業の実施						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
新小岩駅総武 快速線ホーム ドア整備完了	新小岩駅南北 自由通路、南 口・北口駅前 広場整備完了					道路補修課
歩道勾配改善事業						
<p>・区内約 20km の道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、障害のある方、高齢の方及び車いすを利用する方など、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。</p>						
【事業目標】歩道勾配改善工事延長（延べ 3.0km）						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
0.6km	0.6km	0.6km	0.4km	0.4km	0.4km	
公園内だれでもトイレ設置						公園課
<p>・公園内にだれでもトイレを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を整えます。</p>						
【事業目標】公園内だれでもトイレ設置箇所数（延べ 33 箇所）						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
6箇所	4箇所	5箇所	9箇所	5箇所	4箇所	

取組内容、目標値						担当
放置自転車の撤去・誘導及び指導						交通政策課
・車いすを利用する方や視覚に障害のある方等の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンを実施します。						
【事業目標】 駅周辺放置自転車平均台数（年間）						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
800台	750台	700台	650台	600台	550台	
公共サインの再構築						政策企画課
・区内に点在する多種多様な公共サインについて、葛飾区公共サインガイドラインにおける統一的なルールやデザインに準拠し、利用者にとって使いやすいものへ再構築します。						
【事業目標】 公共サインの再構築						
平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
整備 (3エリア) ○堀切(堀切 菖蒲園北側) ○高砂・柴又 ○水元	整備 (3エリア) ○立石・青戸 (京成立石駅 起点) ○金町 ○新小岩					

その他の取組

取組内容	担当
ユニバーサルデザインによる建物設計	施設管理課 営繕課
区有建築物のバリアフリー化改修	施設管理課 営繕課
民間建築物バリアフリー化整備費助成	福祉管理課
自治町会会館のバリアフリー化修繕・助成	地域振興課
地域コミュニティ施設におけるバリアフリー化	地域振興課
小菅東スポーツ公園エレベーター設置	公園課
無電柱化の推進	道路建設課

※「鉄道駅エレベーター等整備費助成」は、「バリアフリー事業」に包括されました。

(4) 防災対策の充実

【 これまでの主な取組と成果 】

- ウェルピアかつしかでは、平成 24 (2012) 年度から、地元自治町会の協力を得て、近隣にお住まいの障害のある方に訓練へ参加していただき、福祉避難所設置・運営訓練を実施しています。
- 平成 25 (2013) 年度から、区内の障害者通所施設において、区と地元自治町会が協働して福祉避難所設置・運営訓練を実施しています。
- 「災害時における透析を必要とする方の手引」を作成し、患者や家族に配布し普及・啓発を図りました。
- 「災害時における透析患者搬送に関する協定」を 2 病院と締結し、災害時に緊急透析が必要な患者を搬送する体制を確立しました。
- 保健所・保健センターでは、難病や小児慢性疾患で人工呼吸器を使用して在宅療養をしている患者・家族には、希望する家族に対して災害時個別支援計画を立て、災害時の準備を進めてきました。
- 難病、小児慢性疾患、重度障害等により、人工呼吸器を使用して在宅療養をしている患者・家族には、希望する家族に対して災害時個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築するとともに、停電時の電源対策に関する事業を開始しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方が地域で安心して暮らすためには、地震などの災害発生時における防災対策を講じ、充実させることが求められます。

ヒアリング調査では、「災害時に一人では避難できない」「自宅にとどまる場合でも、支援物資が行き渡るようにしてほしい」「災害時の避難所での生活が不安である」など、災害時における不安の声や要望が挙がっています。

一方で、障害者意向等調査では、災害に対しての備えについて、「特に対策は取っていない」が身体障害者調査における回答で 4 割近く、知的障害者調査で 2 割半ば、精神障害者調査で 4 割半ば、難病患者調査で 3 割半ばとなっており、日頃からの備えが十分に整っていない状況がうかがえます。

震災等の大規模災害が発生した場合、自らが災害に対応する自助や地域で助け合う共助の果たす役割が大きいといわれています。平常時から災害時を想定し、障害のある方や家族、地域の関係機関が準備していくことの必要性について、一層周知することが課題です。

また、福祉避難所の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器使用者など医療依存度の高い在宅療養者の対応について対策を講じていくことが必要です。

【 今後の方向性 】

福祉避難所（障害者施設）の強化

- ・ 発災時における福祉避難所の円滑な設置・運営を実現するため、地元自治町会等と連携し、継続的に設置訓練を実施するとともに、さまざまな障害特性に応じた適切な対応ができるよう福祉避難所の設備や備蓄品等の充実を図ります。

避難行動要支援者への対応の充実

- ・ 災害時における、一人で避難することが困難な障害のある方の安否確認や避難行動支援等について、地域住民等との連携を踏まえながら、具体的な対応方法を検討し、災害種別に応じた避難行動要支援者への対応策の充実を図ります。

障害種別に応じた災害情報の伝達方法の充実

- ・ 発災時に視覚障害のある方や聴覚障害のある方へ災害情報を伝えるシステムのさらなる周知を図るとともに、屋外や避難所など自宅以外の場所でも、視覚障害のある方や聴覚障害のある方が災害情報を得ることができる手段についても検討します。

医療依存度の高い在宅療養者や医療的ケア児の災害時支援の強化

- ・ 医療依存度の高い在宅療養者や医療的ケア児に対しては、災害時の支援体制を構築することを検討します。

災害時における医薬品や医療資材等の確保

- ・ 障害のある方や家族が、災害時に備えて薬剤や医療資材を準備するよう、啓発を図ります。また、災害時要配慮者を対象とした避難支援計画を充実させ、関係機関や地域で支援できる体制を整えます。
- ・ 平常時から必要な医薬品・医療資機材等を備蓄するとともに、災害時には区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの開設や運営を行い、医薬品等卸売販売業者からの医薬品等の供給体制を確保します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

取組内容、目標値							担当
障害者施設の防災拠点化							危機管理課 地域防災課 障害福祉課 障害者施設課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に速やかに避難所を開設できるよう、地元自治町会等と協働して、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。 ・ 避難所に避難してきた障害のある方の障害特性（視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由等）に対応した避難生活ができるよう、福祉避難所の設備や備蓄品の充実を図ります。 							
【事業目標】 地元自治町会等と協働して、福祉避難所訓練の実施 福祉避難所設備等の充実							
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
実施	実施	実施	実施	実施	実施		
災害時要配慮者への対応計画の作成							危機管理課 障害福祉課 障害者施設課 保健予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における支援が必要な要配慮者名簿の活用方法について検討し、安否確認、避難所となる障害者施設等への避難方法、災害ボランティアの活用、区内全域の災害時要配慮者を対象とした避難支援計画を充実させます。 ・ 水防法の改正に伴い義務化された、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成を支援します。 							
【事業目標】 避難支援計画等の充実							
平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度		
検討	実施	実施	実施	実施	実施		

その他の取組

取組内容	担当
ヘルプカードの普及・啓発（再掲）	障害福祉課
防災訓練への参加促進	地域防災課
メールによる防災情報の提供	危機管理課
電話・FAXによる防災情報の提供	危機管理課
家具転倒防止器具設置等補助事業	地域防災課
感震ブレーカー設置補助事業	地域防災課